

令和4年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 請願説明

- 請願第 45 号 25 人下限条件をなくし、真の 30 人学級実現を求めることについて
- 請願第 46 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて
- 請願第 47 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて
- 請願第 48 号 防災対策の充実を求めることについて
- 請願第 49 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて
- 請願第 50 号 誰もが、家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる教育環境整備、三重県独自のさらなる学級編制基準および教職員配置基準の改善をすすめることにより、すべての子どもたちが大切にされる安全・安心の三重の教育の実現を求めることについて

II 所管事項説明

- 1 『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答（教育委員会関係）について…………… 1
- 2 『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』最終案に対する意見への回答について（関係分）…………… 3
- 3 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」成案について（関係分）…別添
- 4 「三重県教育施策大綱」の策定について…………… 4
- 5 「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定について…………… 6
- 6 新型コロナウイルス感染症に関する対応について…………… 7
- 7 県立高等学校の活性化について…………… 14
- 8 公立夜間中学について…………… 17
- 9 学力向上の取組について…………… 20
- 10 特別支援教育の推進について…………… 23
- 11 中学校における部活動の地域移行について…………… 27
- 12 文化財の保存・活用・継承について…………… 29
- 13 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和3年度分）について…………… 32
- 14 指定管理者選定の進捗状況について…………… 44
- 15 審議会等の審議状況について…………… 46

別添 みえ元気プラン（案）【教育委員会関係】

令和4年10月7日
教育委員会

1 「『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(教育委員会関係)について

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

みえ元気プラン 施策番号・施策名	主担当部局名	＜参考＞ 県政レポートの 施策番号・施策名	委員会意見	回答
14-1 未来の礎となる力の育成	教育委員会	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	<p>部活動の地域移行にあたっては、経済的な理由で児童生徒が参加できないことがないように予算確保を含めた必要な対応を検討するとともに、受け皿について地域間格差を生じさせないことを踏まえて検討を進められたい。</p>	<p>部活動の地域移行について、国におけるさまざまな検討の中で、生活困窮世帯の費用負担に対する支援の必要性が示されています。県としては、指導者の報酬や保険料など幅広く財政支援がなされるよう国に引き続き要望するとともに、県立学校体育施設の施設使用料の減免について検討します。</p> <p>令和3年度から3市町4中学校をモデル校として、地域移行の実践研究に取り組んでいます。市町と定期的に協議する会議を設け、モデル校での取組内容の共有や、受け皿となるスポーツ団体等の確保、平日と休日の活動の連携や引継ぎなどの課題についての議論を行っているところです。今後、地域の状況に応じてさまざまな形の受け皿が必要になることから、各市町の検討が進むよう必要な助言を行います。</p> <p>指導者の確保については、日本スポーツ協会の指導者資格を有する約460人の人材リストを県立学校や各市町に提供しており、今後は競技団体の指導者資格保有者についても把握します。</p> <p>引き続き、各市町の取組状況や課題等を把握しながら、県として必要な支援を検討していきます。</p>
			<p>病気療養などにより長期にわたり登校できない子どもたちへの学習保障にあたっては、他県の事例も参考のうえ、ICTやオンラインを活用した取組をさらに充実されたい。</p>	<p>高等学校では、入院や自宅療養期間が長期にわたる場合には、生徒の状況に応じてオンライン授業を行うなど学習保障に努めています。特別支援学校においては、三重病院および三重大学医学部附属病院へ入院する子どもたちに、かがやき特別支援学校緑ヶ丘校から授業配信を行っています。</p> <p>今後も引き続き、オンライン等も活用しながら、生徒一人ひとりの状況に応じて支援していきます。</p>

みえ元気プラン 施策番号・施策名	主担当部局名	<参考> 県政レポートの 施策番号・施策名	委員会意見	回答
14-2 未来を創造し 社会の担い手となる 力の育成	教育委員会	222 個性を生かし他者と 協働して未来を創造する 力の育成	就職を希望する外国人高校生への就職支援について、生徒の正規採用率の現状も把握したうえで、しっかりと取り組まれない。	<p>令和3年度における県立高校卒業生について、全体の卒業生数は11,484人、うち正規採用の就職者は3,467人(30.2%)のところ、外国籍の生徒及び日本語指導が必要な生徒は、卒業生数は212人、うち正規採用の就職者は63人(29.7%)であり、全体の割合と概ね同程度となっています。一方で、「就職未定」「アルバイト・パートタイマー等」「進路未定・その他」の割合について、全体ではあわせて3.6%のところ、外国籍の生徒及び日本語指導が必要な生徒では15.6%と高くなっています。</p> <p>これまで外国人生徒や保護者対象の「就職・進学セミナー」を実施し、賃金や社会保障制度、進学に係る経費や奨学金等の情報提供を行うとともに、外国人で正規就労している方や大学等で学んでいる先輩の講話等の取組を行っています。また、外部人材を活用して、職業理解を深める学習への支援や、新たな求人開拓や個別相談等の就職支援を行っています。</p> <p>今後も、外国人生徒が、短期的なとらえ方による進路選択ではなく、将来日本で生活していくことを見通した主体的な進路選択ができるよう取組を進めていきます。</p>
14-3 特別支援教育の推進	教育委員会	223 特別支援教育の推進	盲学校及び聾学校の移転に伴い、移転先での児童生徒の通学路と教職員の通勤経路の安全確保が課題になるため、引き続きしっかりと取り組まれない。	移転先において子どもたちや教職員が安全に通学・通勤できるとともに、地域住民の通行の安全が図られるよう、学校周辺の道路での歩車分離や安全な道路横断の方策について、警察や道路管理者である津市等と意見交換を行っているところです。引き続き、子どもたちや教職員が安全に通学・通勤できるよう、必要な取組を進めていきます。

2 「『強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)』及び『みえ元気プラン(仮称)』最終案に対する意見」への回答について(関係分)

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
14-4	いじめや暴力のない 学びの場づくり	教育委員会	学校内の教育相談体制の充実にあたっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけではなく、スクールロイヤーの拡充も含んだ内容とされたい。	成案では、「いじめや暴力行為への対応にあたる教職員への心理・福祉・法律の専門的な見地からの助言など専門人材を効果的に活用した支援体制の充実に取り組む」旨を追記しました。
15-1	子どもが豊かに育つ 環境づくり	子ども・福祉部 (教育委員会)	貧困問題が不登校の要因や背景に関連することも多いため、子どもの貧困やその連鎖の解消に向けた取組についても記載されたい。	子どもの貧困対策については、「施策15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり」に位置づけ、取組を進めています。成案では、「スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の学校への派遣や、高校生等奨学給付金の支給などの経済的支援を行う」旨を追記しました。

4 「三重県教育施策大綱」の策定について

1 策定の背景

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、地方公共団体の長は、総合教育会議において協議し、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとされています。

この度、県政の中長期的な方向性を示す総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」を策定することから、「ビジョン」「プラン」との整合を図るため、現行の「三重県教育施策大綱」を見直し、新たに「大綱」を策定します。策定にあたっては、「ビジョン」「プラン」に基づき、教育施策の中で、特に注力していきたい取組を中心にまとめていきます。

2 「三重県教育施策大綱」の協議状況

令和4年度第1回総合教育会議を8月30日に開催し、大綱について別紙骨子案に基づき議論いただきました。

主な意見は以下のとおりです。(○：教育委員会、●：知事)

- 学びを生かして、粘り強さ、柔軟性などの資質が高まることもめざしてほしい。
- 新入社員のコミュニケーション能力などが落ちてきているように感じる。社会総がかりで子どもを育てていけるような大綱にしてほしい。
- 今回の骨子は、教育の課題が前面に出ている。教職を志望する学生が少なくなっている中、三重県の教育の魅力を前面に出してはどうか。
- 三重県の強みや弱みなど、三重県の情報を入れたほうがよいのではないか。
- 「教育を取り巻く社会情勢の変化」には課題を書いたほうがよい。課題があり、それに対応するための政策、大綱となるはずである。
- 学校の学びだけでなく、社会に出てから必要な学習ができることの重要性が高まっており、そうした点も加えてはどうか。
- 三重県の教育の特色や、今後の教育をどうしていくのかについては、検討して大綱に記述したい。

3 「三重県教育施策大綱」の概要

(1) 大綱の位置づけ

「三重県教育施策大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、三重の教育に関する施策を推進するために知事が定めるものです。

(2) 大綱の期間

令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年間

4 今後の予定

- 12月上旬 中間案
- 3月上旬 最終案
- 3月下旬 大綱策定

1 大綱策定の趣旨

- 地教法に基づく、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱
- 期間は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度まで

2 教育を取り巻く社会情勢の変化

教育を取り巻く社会情勢の変化（現大綱策定後を中心に）について記載

- 人口減少・高齢化の進展
- デジタル社会の実現
- グローバル化の進展
- ダイバーシティ社会の実現
- 外国人住民の増加
- 地域と家庭の状況変化
- 子どもの貧困と教育格差
- ヤングケアラーの現状
- 児童虐待の現状
- いじめの認知件数の増加
- 不登校児童生徒の増加
- 特別な支援を必要とする子どもたちの増加

3 教育施策の基本的な考え方

教育を取り巻く社会情勢の変化をふまえ、以下のような視点を特に大切に教育施策を展開

前文（教育施策全体について言及）

- 子どもが健やかに成長し、持てる力を伸ばし、可能性を広げ、よりよい人生を送ることをめざす。
- 子どもたちの自己肯定感を育むとともに、安心して育ち、学ぶ環境を整え、これからの時代を生きていくために必要な力を身につけられるよう教育施策に取り組む。

（1）自己肯定感と未来の社会を担うために必要な力の育成

- これからの社会でよりよい人生を送るための礎となる自己肯定感の育成
- 未来の社会を担うために必要な力を身につけることができるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」の一体的な育成
- 読書等を通じた、幅広い視野・知識の取得や学びたいという気持ちの醸成

（2）いじめ防止対策の推進

- 生命を大切にし、いじめや暴力を許さない態度や相手を思いやる気持ちの育成
- 社会の規範を大切にするという市民的な考え方について、学校全体で理解を深めることで、いじめをなくそうとする行動につなげる。

（3）さまざまな困難を抱える子どもたちの支援

- 貧困、虐待、ヤングケアラーなど、さまざまな困難を抱える子どもたちの支援

（4）将来の自立と社会参画に向けたきめ細かな支援

- 特別な支援を必要とする児童生徒、不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、それぞれの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援
- 一人ひとりが持てる力と可能性を伸ばし、自立と社会参画に必要な力の育成

（5）社会の情勢変化をふまえた取組の推進

- 教職員の資質を高め、より効果的な教育活動に向け、業務負担軽減等の働き方改革の推進
- 人口減少が進展する中、地域の担い手や労働力の確保等の課題もふまえた学校教育のあり方の検討

4 教育施策

基本的な考え方をふまえ、教育にかかる施策を「みえ元気プラン」から抜粋

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ① 未来の礎となる力の育成(14-1) | ⑦ 人権が尊重される社会づくり(12-1②) |
| ② 未来を創造し社会の担い手となる力の育成(14-2) | ⑧ 地域防災力の向上(1-2④) |
| ③ 特別支援教育の推進(14-3) | ⑨ 子どもが豊かに育つ環境づくり(15-1) |
| ④ いじめや暴力のない学びの場づくり(14-4) | ⑩ 幼児教育・保育の充実(15-2) |
| ⑤ 誰もが安心して学べる教育の推進(14-5) | ⑪ 児童虐待の防止と社会的養育の推進(15-3) |
| ⑥ 学びを支える教育環境の整備(14-6) | ⑫ 文化と生涯学習の振興(16-1) |

5 「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定について

1 策定の趣旨

「三重県教育ビジョン」は、社会情勢の変化や課題に的確に対応し、教育施策を着実に進めていくための指針であり、現行の「教育ビジョン」（計画期間：令和2年度から令和5年度まで）は、本県の教育施策の根本となる方針等を示す「三重県教育施策大綱」をふまえて策定されています。

現在、新たな「大綱」の策定に向けて検討が進められており、その内容をふまえ、新たな「教育ビジョン」を策定します。

2 「三重県教育ビジョン」の概要

(1) 教育ビジョンの位置づけ

教育基本法に基づいて策定する、本県の教育振興基本計画として位置づけられます。

(2) 計画の対象範囲

- ① 県内の学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ等）に関すること
- ② 保護者、地域の方々、市町、民間事業者、NPO、団体等、さまざまな主体と協働・連携して推進する教育施策（家庭や地域の教育力向上、社会教育の推進等）に関すること

(3) 計画期間

令和5年度から令和8年度まで

3 今後の予定

- | | |
|------------|-----------|
| ○12月上旬 | 骨子案 |
| ○3月上旬 | 中間案 |
| ○3月中旬～4月中旬 | パブリックコメント |
| ○6月 | 中間案（修正版） |
| ○10月 | 最終案 |
| | 教育ビジョン策定 |

6 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

1 児童生徒の変化に関するアンケートについて

(1) アンケート実施の趣旨、内容

児童生徒は、感染症対策が行われる中、学校生活において、コロナ禍前とは異なる環境で過ごしてきました。

県教育委員会では、コロナ禍で児童生徒にどのような変化があるのかを把握するため、令和4年8月に、学校において保健活動や相談活動などを通じ児童生徒と接している、養護教諭とスクールカウンセラー（以下「SC」という。）を対象としたアンケートを実施しました。

アンケートでは、コロナ禍前と比較した児童生徒の変化（「増えた」等）について、養護教諭、SCがどのように感じているかを聞きました。このため、本アンケートの数値は、変化がある児童生徒の割合を示しているものではなく、変化があると感じている養護教諭、SCの割合を示しています。

〈養護教諭〉令和元年度以前から現任校に勤務する者を対象

回答数：180人（小中学校配置：140人 県立学校配置：40人）

〈SC〉令和元年度以前から同一校種の学校に配置されている者を対象

回答数：延べ93人（小中学校配置：73人 県立学校配置：20人）

※小中、県立両方配置の場合はそれぞれ回答

(2) アンケート結果の概要

〈養護教諭〉

① 新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童生徒の変化・様子

気持ちや行動、学習や対人関係、生活や体、保健室対応や相談に関する20項目において、コロナ禍前と比較した児童生徒の変化（「増えた」「変わらない」「減った」「わからない」）を、養護教諭がどのように感じているか質問しました。

○ 気持ちや行動

養護教諭の約半数（52%）が、「気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子どもが増えた」と回答しています。校種別のデータをみると中学校でやや多くなっています。小学校では、「落ち着きがない子どもが増えた」との回答が、他の校種より多くなっています。

○ 学習や対人関係

養護教諭の約半数（54％）が、「友人との関係に不安を抱く子どもが増えた」と回答しています。校種別のデータをみると、中学校・高等学校でやや多くなっています。また、「学習や学力に不安を抱く子どもが増えた」という回答も43％あり、中学校でやや多くなっています。

○ 生活や体

養護教諭の87％が「運動不足や体力が低下している子どもが増えた」と回答しており、全校種において、最も割合が多くなっています。

体力の低下については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（令和3年12月公表）においても、体力が低下している傾向がみられます。

〈参考〉

体力テストの合計点

	令和元年度		令和3年度
小学校5年生男子	53.51	→	52.23
女子	55.48	→	54.39
中学校2年生男子	41.60	→	42.18
女子	50.05	→	49.53

また、「生活リズム（朝食、睡眠時間等）が乱れがちな子どもが増えた」との回答（66％）、「（感染防止以外の理由で）学校に登校しづらいつ感じている子どもが増えた」との回答（62％）も多く、小学校、中学校、高等学校ともに同様となっています。

基本的な生活習慣等について、児童生徒が回答した全国学力・学習状況調査（令和4年7月結果公表）では、令和元年度と比較し大きな変化はありませんでしたが、養護教諭の回答からは、児童生徒の変化の様子がうかがえます。

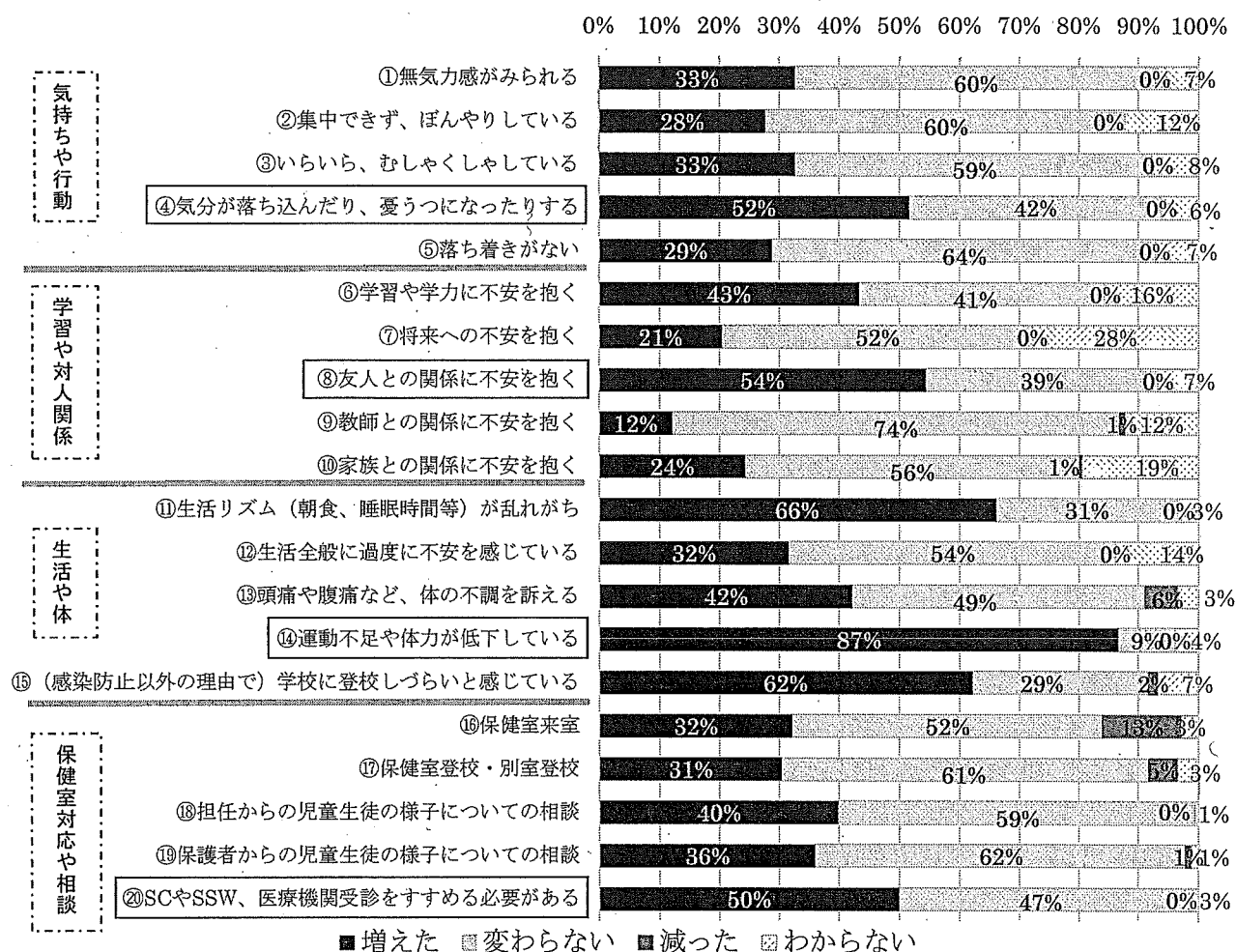
〈参考〉

	令和元年度		令和4年度
・ 朝食を毎日食べているか			
小学生	95.1%	→	94.2%
中学生	93.9%	→	93.1%
・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ているか			
小学生	80.4%	→	79.9%
中学生	75.2%	→	80.7%
・ 毎日、同じくらいの時刻に起きているか			
小学生	91.4%	→	90.6%
中学生	91.8%	→	92.4%

○ 保健室対応や相談

養護教諭の半数（50%）が、「SCやスクールソーシャルワーカー、医療機関受診をすすめる必要のある子どもが増えた」と回答しています。校種別のデータをみると中学校でやや多くなっています。

〈養護教諭〉新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童生徒の変化・様子について（回答者数／アンケート回答者総数）

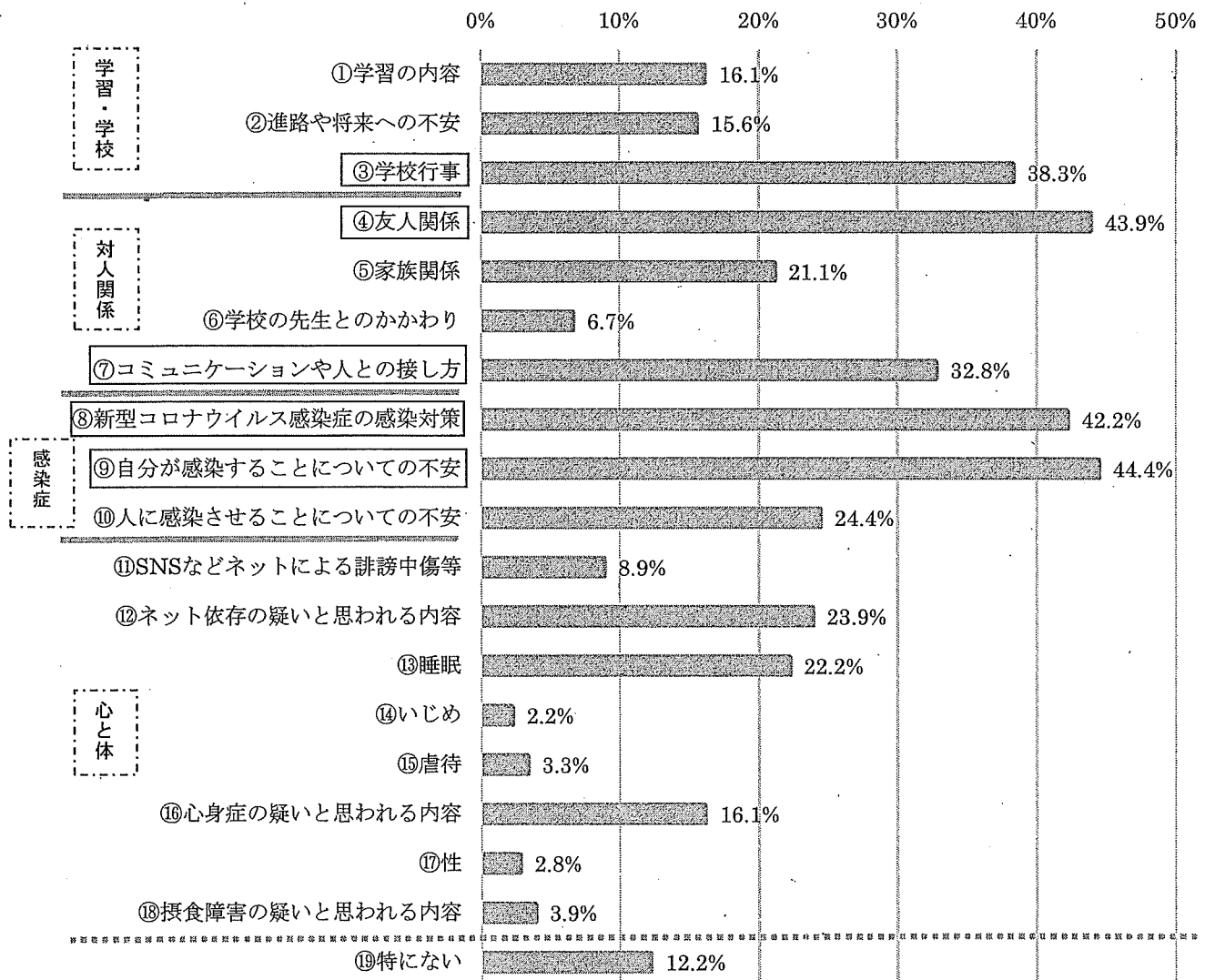


② 新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童生徒からの相談

養護教諭が受けた相談の中で、学習・学校、対人関係、感染症、心と体に関する18項目について、養護教諭が新型コロナウイルス感染症の影響によって感じているもののうち、多いものを複数選択してもらいました。

「自分が感染することについての不安」（44.4%の養護教諭が多いと回答）、「友人関係」（43.9%）、「新型コロナウイルス感染症の感染対策」（42.2%）、「学校行事」（38.3%）の順に、多くの養護教諭が選択しています。

〈養護教諭〉 児童生徒から受けた新型コロナウイルス感染症の影響によると思われる相談内容について（選択者数／アンケートの回答者総数）



〈スクールカウンセラー（SC）〉

③ SCが対応した児童生徒に感じる、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童生徒の変化・様子

養護教諭へのアンケート項目①と同様に、気持ちや行動、学習や対人関係、生活、相談に関する14項目について、コロナ禍前と比較した児童生徒の様子・変化（「増えた」「変わらない」「減った」「わからない」）を、SCがどのように感じているか質問しました。

○ 気持ちや行動

SCの68%が「気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子どもが増えた」と回答し、最も割合が多い項目となっています。

○ 学習や対人関係、生活

SCの63%が「友人との関係に不安を抱く子どもが増えた」、61%が「(感染防止以外の理由で) 学校に登校しづらいと感じている子どもが増えた」と回答しています。また、53%が、「生活リズム (朝食、睡眠時間等) が乱れがちな子どもが増えた」と回答しています。

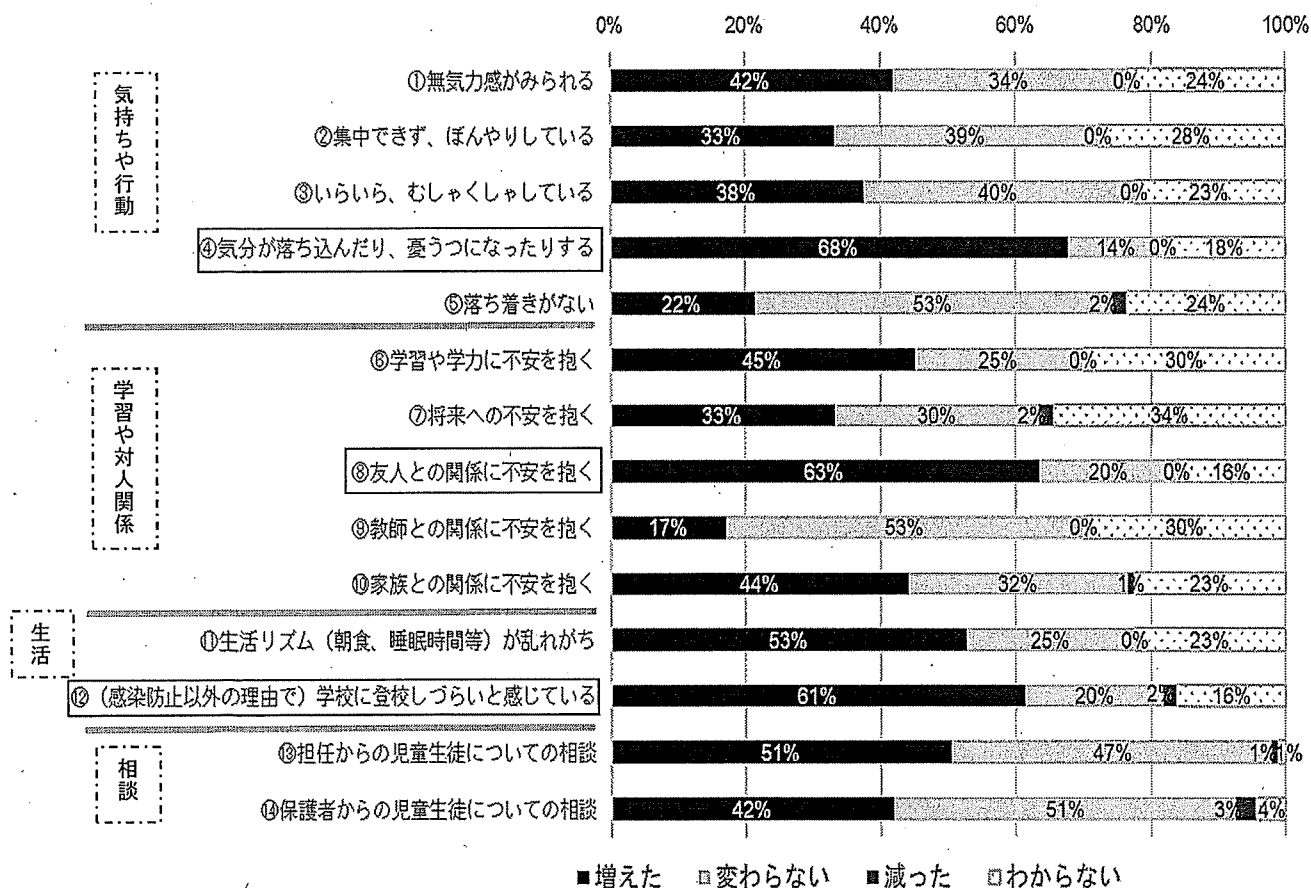
○ 相談

SCの51%が「担任からの児童生徒についての相談が増えた」と回答しています。

「気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子どもが増えた」、「友人との関係に不安を抱く子どもが増えた」、「(感染防止以外の理由で) 学校に登校しづらいと感じている子どもが増えた」との回答の割合が高く、養護教諭へのアンケート結果と同じ傾向がみられました。

また、多くの項目で「増えた」との回答の割合が、養護教諭の回答の割合より多くなっています。このことは、SCの回答が、相談対応を行った児童生徒に感じる変化・様子であることによるものと思われます。

〈SC〉対応した児童生徒に感じる、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる変化・様子について (回答者数/アンケート回答者総数)



(3) アンケート結果を受けての対応

① アンケート結果と各学校における取組の共有

アンケート結果は、県立学校や市町教育委員会と共有するとともに、全てのSCにもフィードバックを行いました。

(2)に記載の設問のほか、養護教諭がこころの健康に対応するために工夫したことや取り組んだことも具体的に記述してもらっています。これらの取組も参考となるよう、県立学校や市町教育委員会と共有しました。

〈取組例〉

- ・ 児童生徒に対して、悩みや困っていること、不安に思っていることなどを、定期的にタブレット端末なども活用してアンケートを実施したり個別に相談する機会を設ける、相談できる心のポストを設置する、などにより、児童生徒の様子への把握に努める。
- ・ 児童生徒への啓発や情報発信の取組として、保健だよりに工夫をこらしたり、教職員による取組だけでなく、児童生徒が保健委員会活動を通じ、放送やスライド、動画などを用いて主体的に啓発活動を行う。
- ・ 教職員間で新型コロナウイルス感染症の予防についての共通理解を図る、SCによる心の健康教育を実施する、養護教諭が感じる児童生徒の様子を保護者に伝えるなどの連携を図る。

また、養護教諭による保健だよりや教材などは、今後も全体で共有します。

SCについても、たよりなどを共有し、全てのSCが活用できるよう仕組みを講じます。

② 市町教育委員会や県立学校と連携した取組の推進

コロナ禍を経験した児童生徒の変化への対応について、市町教育長会議や市町保健教育担当者会議、県立学校長会などの場において協議・検討しながら取組を進めます。

学校において不安や悩みを把握する取組や、児童生徒のコミュニケーションが活発になる取組や、交流・体験活動などについて、専門家の助言もとりいれながら検討します。

また、来年度も児童生徒の変化について把握していく予定です。

③ 研修

本年度中に、管理職や学校保健・生徒指導・教育相談担当者等を対象とした、子どものこころに関する研修会を実施する予定です。また、児童生徒の意識の変化により敏感になれるよう、管理職や初任者研修を行う際に、アンケート結果に留意して実施します。

SCは、10月末にアンケート結果をふまえた研修会を実施します。また、SCが学校で行う心やストレスマネジメントに関する授業を、他校のSCが参観し参考とすることができるよう、公開授業の実施を検討します。

④ これまでの取組の周知

県教育委員会においても、これまで下記のような資料の作成や取組を行っており、アンケートのフィードバックとともに、改めて周知しました。

- ・新型コロナウイルス感染症に係る人権学習指導資料
- ・「生活習慣・読書習慣チェックシート」
- ・「みえ子どもの元気アップシート」(各小中学校が、調査結果に応じて体力向上の目標や取組を記載したシートを作成)
〈全国平均値、県平均値と各学校の平均値を比較分析し、自校の目標を設定)
〈1学校1運動(体育の授業以外)の取組)
- ・こころのケアに関する各種相談窓口の案内

また、これらの取組をはじめ県教育委員会や文部科学省、各種団体のさまざまな関連資料についてとりまとめ、学校における取組や児童生徒および保護者への案内に活用できるよう、併せて紹介を行いました。

2 学校における感染症対策と教育活動の継続について

児童生徒の心身の健やかな成長を図るためには、人と人とのコミュニケーションや交流、体験活動などは非常に大切です。日々の活動や、実技・体験学習、修学旅行・体育祭等の学校行事、部活動などが、出来る限り、これまでどおり実施できるよう工夫し、豊かな学びの継続に取り組んでいきます。

感染症が発生した場合も、臨時休業が長期に及ばないように、最小限となるよう対応しています。県教育委員会では、臨時休業などの際には、オンラインによる在宅学習などに取り組んでいますが、これまでの経験を活かして、学びの継続をサポートします。

7 県立高等学校の活性化について

1 県立高等学校活性化計画

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間）に基づき、これからの時代を生きていく子どもたちに、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めています。

2 県立高等学校活性化計画に基づいた取組

(1) 自律した学習者を育てる学びの推進

基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進 / キャリア教育の推進 / 探究活動の推進 / 高等教育機関等と連携した教育の推進 / 地域に根ざした教育の推進 / ICTの活用による学びの推進

(2) これからの社会の担い手となる力の育成

よりよく生きようとする態度の育成 / 社会の一員としての自覚と責任感の育成 / グローバル教育の推進

(3) 誰一人取り残さない教育の推進

特別な支援を必要とする生徒への支援 / 不登校の状況にある生徒等への支援 / 日本語指導が必要な生徒への支援 / 経済的困難な状況にある生徒への支援 / 学びに向かう力を育む教育の推進 / 交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供

(4) 人口減少に対応した学びの推進

協働の学びの機会の確保 / 学習活動の機会の確保

(5) 子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善

教職員の育成 / 授業力の向上 / 組織運営体制の強化による教育活動の活性化

(6) これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化

普通科・普通科系専門学科 / 職業系専門学科 / 総合学科 / 定時制課程・通信制課程

3 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

(1) 「県立高等学校活性化計画」における記述

○ 平成29年度から地域の協力を得て取組を進めてきた3学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和2年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にある。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとする。

- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとする。

(2) 各地域協議会の開催状況

①紀南地域高等学校活性化推進協議会

令和7年度に地域全体で5学級規模となることが見込まれる中、今年度はこれまで3回の協議会を開催し、具体的な学びと配置のあり方について検討を重ねています。また、これからの協議の参考とするため、地域の中学生や保護者に向けたアンケートを9月下旬から10月上旬にかけて実施しています。

(主な意見)

- ・ 小規模校では、生徒一人ひとりに対応した少人数ならではの丁寧な指導がしやすくなるため、校舎制を採用し、授業では教員が、学校行事や部活動では生徒が校舎間を移動するなどの方法で生徒の学びを保証してはどうか。
- ・ 地域において高校を選択できるような配置のあり方を考えたい。
- ・ 1校に統合した場合には、現在より通学に時間のかかる生徒もでてくることが考えられる。また、地域の活性化という視点では、学校がなくなれば、その地域がより衰退していくのではないかと心配している。
- ・ 今後の生徒の減少を見据えると両校の統合を進めるべきだ。
- ・ 毎年、部活動の充実を求めて地域外の高校へ進学する生徒も一定数いるため、1校に統合してそれらの生徒のニーズに応えられるようにしたほうがよい。
- ・ 人間関係がこじれた時、クラス替えで居場所を確保できる場合が多い。統合して大きな集団にすることで、生徒は自分の居場所を作ることができ、教員もさまざまな課題を抱えた生徒を支援する方法を教員同士で考えることができる。

②伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会

15年先には地域全体の総学級数が現在の32学級から18~21学級規模となることをみすえ、今年度はこれまで3回の協議会を開催し、地域の県立高校の学びと配置のあり方について検討を重ねています。また、これからの協議の参考とするため、地域の中学生や保護者に向けたアンケートを10月下旬頃に実施する予定です。

(主な意見)

- ・ 各地域の課題解決学習や地域の担い手育成は大切であるため、この地域全体を対象にした「伊勢志摩学」として深く学ぶことで、地域の高校において、これからの学びをより充実させることができる。

- ・ 単に数の論理による統廃合というのではなく、小規模校でも残さなければいけない学校もあるという視点での協議をしていく必要がある。
- ・ 伊勢志摩地域で通える範囲に高校教育が保証されることが大事である。
- ・ 高校時代のさまざまな人との出会いや、その後のつながりは有益であり、一生の財産となる。このようなことから、高校はある程度の規模があり、一定の範囲から仲間が集うほうがよい。
- ・ 高校に進学する中学生の進路選択にかかるニーズに応えるため、地域内での学びの選択肢をできる限り残す方向性が大切である。
- ・ 伊勢志摩地域の産業の担い手を育てる専門学科の学びを確保する必要がある一方、大学等への進学ニーズに応えることのできる普通科も残す必要がある。
- ・ 地域の普通科については、生徒や保護者の大学進学ニーズが高いため、県立高校の普通科にはある程度の規模の学校を確保すべきである。

③伊賀地域高等学校活性化推進協議会

令和2年度にまとめられた「令和元・2年度の協議のまとめ」では、令和7年度頃までに現在の5校の再編も含めた地域の高校のあり方や、多様な生徒の学習ニーズに対応する昼間定時制の設置等を検討する必要があるとしています。

今年度の協議では、令和4年4月、名張市内に新しく私立通信制高校が開校したことから、昼間定時制の設置等の検討について今後の生徒の進路動向を注視していく必要があると整理しています。

(主な意見)

- ・ 伊賀北部では、令和7年度と10年度に中学校卒業生数の減により合わせて2学級減が見込まれているため、現在の3校のままか、2校に再編すべきかを令和7年度までに協議する必要がある。
- ・ 小規模の学校では少人数を生かした丁寧な指導を行っており、他校にはない魅力がある。小規模校を残しながら活性化させることも検討するべきだ。
- ・ 今年度地域に開校した私立通信制高校には、不登校を経験した生徒などが小さい集団の中で受けられるさまざまなサポートに魅力を感じて進学しているケースがあるため、昼間定時制については、引き続き中学校卒業生の進路状況等を注視しながら考えていく必要がある。
- ・ 中学校卒業生数が減少し、教育関係の予算も減るという現実の中で、ニーズに近い学校をできるだけ集約し、スケールメリットを生かして子どもたちに選択肢のある学びを提供していくことが必要になる。

④松阪地域、津地域、鈴鹿・亀山地域の高等学校活性化推進協議会

1学年3学級以下の高等学校が所在する松阪地域、津地域、鈴鹿・亀山地域において、活性化計画に基づき、今年度中に協議会を設けて協議をはじめの予定です。

8 公立夜間中学について

1 経緯

- 平成 28 年 12 月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)において、全ての地方公共団体は、夜間中学を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずる努力義務があります。また、国の第 3 期教育振興基本計画(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)では、全ての都道府県に少なくとも 1 つの夜間中学の設置を促進することとされています。
- 三重県では、令和元年度以降、ニーズ調査の実施(令和元年度・2 年度)や有識者等による「夜間中学等の就学機会の確保の在り方に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)の開催(令和 2 年度)、体験教室の開催(令和 3 年度・4 年度)など、検討を進めてきました。

2 県内のニーズ

(1) 令和 2 年度のニーズ調査

令和 2 年度に県民に対して行った学び直しについてのニーズ調査では、181 件の回答中、「夜間中学での義務教育」の希望が 53 件、「一部の分野・教科の学習」の希望が 32 件となり、県内に一定のニーズが確認されました。

(2) 夜間学級体験教室「まなみえ」

① 令和 4 年度の開催状況

令和 4 年 4 月から 7 月まで、1 学期の教室を津会場(県総合教育センター)と四日市会場(県立北星高等学校)で開催しました。令和 4 年度は、より中学校に近い形で検証を行うため、1 日 3 コマ・週 3 日の日程で 6 教科の授業を行いました。

両会場合わせて 16 名の申し込みがあり、6 市町から 8 名の受講生が参加し、不登校等経験がある方は 5 名、外国にルーツがある方は 3 名でした。また、令和 3 年度から引き続き参加した受講生は 5 名でした。8 名の受講生の中には、通うことが難しくなったため、オンラインで参加する受講生もいました。欠席すれば遅れる学習内容もオンラインでの参加によって、他の受講生と同じように学習を進めることができ、継続的に参加することができました。また、9 月から 2 学期の教室を開始しており、2 学期から新たに参加している受講生も両会場合わせて 4 名います。

②受講生の参加状況

令和3年度と4年度の1学期は、重複を除き24名の申し込みがありました。そのうち各年度の出席率が5割を超えていた受講生は11名（不登校等経験のある方7名、外国にルーツのある方4名）でした。いずれの教科学習においても受講生の学習意欲は高く、各教科の習熟度に差がある中でも、受講生同士でそれぞれの得意教科を教え合うなどして、クラス全体で授業を進めることができています。また、不登校経験者が、夜間学級への参加をきっかけに高校に進学するなど、前向きな効果が見られたり、日本語能力が十分でない受講生が、日本語での教科学習を継続することにより、日本語能力の向上が認められたりしました。

(3) 令和4年度夜間中学入学希望調査

夜間中学に入学して、学びたい、学び直したい人を調査し、夜間中学の設置の方向性を検討するため、県内在住の方、または県内に勤務している方を対象に、令和4年7月から9月まで、夜間中学入学希望調査を行いました。県ホームページや、県、市町の公的施設等において調査票を配布したほか、県主催の講演会等で、参加者に調査票を配付したり、日本語教室や識字教室に出向きアンケートに回答いただいたりしました。

この結果、本県における夜間中学への入学希望調査では、全体の回答数が166件、このうち「夜間中学に入学して学びたい」との回答は9市町に及び、100件となりました。この100件のうち、外国にルーツがある方は55件、年齢層は10代から80代で、特に20代から50代が78件となっています。また、「学びたいと思わない」と回答しつつ、夜間中学が必要である、設置を希望する旨の記述の件数は、13件ありました。

3 公立夜間中学校の設置の可否について

(1) 必要性

これまでのニーズ調査、夜間学級体験教室「まなみえ」、夜間中学入学希望調査などの結果、県内に義務教育の内容を学び直したいというニーズがあると認められます。

令和2年度の検討委員会において、働きながら学ぶ負担も考慮し、ニーズとのミスマッチによって生徒に不利益を与えないよう、一定期間、実証的検証が必要であると指摘されましたが、夜間学級体験教室の受講生は、残業で休むことはあったものの働きながら継続して学ぶ受講生の様子が見られたことから、夜間中学においても、生徒は修了まで通い続けることが期待できます。

以上のことから、県内に公立夜間中学を設置する必要性が認められます。

(2) 設置者

夜間中学入学希望調査において「夜間中学に入学して学びたい」と回答した方、夜間学級体験教室に申し込んだ方、令和2年度のニーズ調査において学び直しを希望と回答した方は、12市町（桑名市、いなべ市、四日市市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、御浜町）に及んでいます。「夜間中学に入学して学びたい」と希望する方は県内広域に居住しており、その方の居住地に関わらず円滑に受け入れるとともに、どの市町の住民にも情報が行き届くよう広報活動を進める必要があります。

このように、県内全域のニーズに対応する公立夜間中学校については、特定の市町に委ねるのではなく、県が設置・運営を行うことが適当だと考えます。

なお、夜間中学に関する情報が行き届き、学びたいと考えている各市町の方が十分な中学校教育を受けられる環境を整えるためには、市町教育委員会の役割が重要であり、市町教育委員会と県教育委員会とが連携して開設の準備や運営にあたっていきます。

(3) 今後の取組

令和4年度中に、市町教育委員会と県教育委員会とのワーキングチームを開催し、開設の準備や運営における市町教育委員会と県教育委員会との協働のあり方について検討を進めるとともに、令和5年6月頃までに設置場所を決定します。

また、他県の先行事例等を研究しつつ学習内容を決定するとともに、施設・設備の環境整備、生徒募集などの手続きを進め、令和7年度の開校をめざし、取組を進めてまいります。

なお、夜間学級体験教室「まなみえ」については、夜間中学開校までの間、継続して実施します。

9 学力向上の取組について

1 学力の向上

学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジしようとする気持ちを高め、将来の夢を実現する可能性や選択肢の拡大につながります。子どもたちが学ぶ楽しさを実感し、主体性を持って他者と協働した学びを進めることが大切です。

子どもたちが「できなかった」ことを確実に「できる」よう取組を進め、子どもたちの学力の向上に取り組みます。

2 令和4年度全国学力・学習状況調査

全国学力・学習状況調査は、教科に関する調査と児童生徒や学校に対する質問紙調査を総合的に活用することで、子どもたちへの教育指導の充実や学習状況の改善につなげることを目的として実施されています。

(1) 調査の概要

①実施日 令和4年4月19日

②対象

- ・小学校第6学年および中学校第3学年の全児童生徒
- ・特別支援学校小学部第6学年および中学部第3学年の該当児童生徒

③調査の内容

- ・教科に関する調査（小学校：国語・算数・理科、中学校：国語・数学・理科）
- ・生活環境や学習環境等に関する質問紙調査（児童生徒に対する調査）および学校に対する調査

(2) 調査結果の概要と課題

- ・教科に関する調査の結果は、平均正答率が全国平均を上回った教科が、小中学校合わせた6教科中1教科（中学校数学）にとどまり、国語では小中学校ともに質問の意図を捉えて自分の考えをまとめること、算数では割合の意味の理解等に課題がみられました。
- ・平均無解答率は全ての教科で全国平均より少ない状況です。
- ・児童生徒に対する調査においては、「自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしている」「人が困っているときは、進んで助けている」など挑戦心や相手を思いやる気持ち等における肯定的な回答割合は継続的に全国平均を上回っており、「自分にはよいところがある」の肯定的な回答割合も昨年度より高くなりました。
- ・全国と比較して平日のテレビゲームや携帯電話等の使用時間が長く、学習時間や読書時間が短い状況が続いています。学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立に向けた取組が引き続き必要です。

【参考】

令和4年度全国学力・学習状況調査結果

1 教科に関する調査結果の概要

(1) 平均正答率 () の数値は、全国との差を示します。

	国語	算数・数学	理科
小学校	64.5(-1.1)	62.2(-1.0)	62.6(-0.7)
中学校	68.2(-0.8)	51.9(+0.5)	48.1(-1.2)

(2) 平均無解答率

	国語	算数・数学	理科
小学校	5.06(-0.64)	3.21(-0.28)	3.43(-0.15)
中学校	3.91(-0.35)	9.82(-0.94)	3.32(-0.12)

2 児童生徒に対する調査結果の概要

<自己肯定感等>

(1) 自分にはよいところがある (肯定的な回答)

	H29	H30	H31	R3	R4
小学生	77.4(-0.5)	83.4(-0.6)	80.1(-1.1)	76.0(-0.9)	77.9(-1.4)
中学生	73.2(+2.5)	79.9(+1.1)	74.9(+0.8)	77.5(+1.3)	79.7(+1.2)

(2) 自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしている (肯定的な回答)

	H29	H30	H31	R3	R4
小学生	95.1(+0.3)	—	95.3(+0.1)	85.0(+0.7)	87.9(+0.7)
中学生	95.5(+0.8)	—	94.3(+0.4)	85.8(+1.6)	88.0(+1.4)

(3) 人が困っているときは、進んで助けている (肯定的な回答)

	H29	H30	H31	R3	R4
小学生	86.9(+1.6)	—	88.8(+0.9)	90.1(+1.4)	89.9(+1.0)
中学生	86.0(+1.6)	—	86.9(+1.0)	90.5(+2.0)	90.1(+1.7)

<学習習慣・生活習慣・読書習慣>

(1) 平日の授業時間以外の学習時間 (1時間以上)

	H29	H30	H31	R3	R4
小学生	61.6(-2.8)	62.7(-3.5)	64.2(-1.9)	59.6(-2.9)	56.5(-2.9)
中学生	66.5(-3.1)	67.5(-3.1)	67.5(-2.3)	73.3(-2.6)	68.5(-1.0)

(2) 休日の学習時間 (1時間以上)

	H29	H30	H31	R3	R4
小学生	47.9(-9.4)	—	—	53.4(-7.6)	48.2(-7.9)
中学生	62.0(-7.4)	—	—	70.9(-6.7)	64.7(-6.1)

(3) 平日のテレビゲームの時間 (3時間以上)

	H29	H30	H31	R3	R4
小学生	19.4(+1.8)	—	—	31.4(+2.4)	33.1(+2.4)
中学生	23.6(+2.2)	—	—	38.9(+6.6)	33.4(+3.6)

(4) 平日のSNSや動画視聴などの時間 (3時間以上)

	H29	H30	H31	R3	R4
小学生	—	—	—	—	21.3(+1.6)
中学生	—	—	—	—	33.4(+3.9)

(5) 授業時間以外の読書 (平日10分以上)

	H29	H30	H31	R3	R4
小学生	61.8(-1.5)	64.4(-1.8)	63.9(-1.8)	58.6(-2.6)	56.8(-2.8)
中学生	47.7(-3.7)	49.6(-3.9)	45.5(-4.9)	46.1(-4.0)	44.1(-4.5)

3 令和4年度下半期の主な取組

調査結果をふまえ、児童生徒が「できなかった」ことを確実に「できる」ようになることをめざして、各学校で「授業改善」、「学習内容の定着」、学校・家庭・地域が一体となった「学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立」に向けた取組が確実に進むよう、以下の取組を進めます。

(1) 各学校での取組

- ・校長のリーダーシップのもと、各学校は、調査結果をふまえて自校の学力向上計画を見直すとともに、全教職員で計画を共有し、授業の見回りとフィードバックを徹底します。
- ・全教職員は、課題があった学習内容について、各学年のつながりを意識し、指導方法を工夫・改善します。定着が不十分な児童生徒には個に応じた指導を実施します。
- ・家庭学習の時間、読書時間等の推移などのデータを参考に、これまでの取組状況の検証・見直しを行い、学習習慣等の確立に向けた取組を改善・実行します。
- ・学校図書館の活用や朝の読書など、児童生徒が読書習慣を身に付ける取組を強化します。

(2) 市町教育委員会との連携

- ・市町教育委員会は、全国学力・学習状況調査結果をふまえ、市町の課題の改善に向けて目標数値設定を含めたアクションプランを作成しました。(9月)
- ・県教育委員会は、そのアクションプランを確認するとともに、適時、取組状況を確認し、必要に応じ支援します。また、各学校の第2回みえスタディ・チェック(2月)の結果から定着状況を把握し、令和5年4月実施の全国学力・学習状況調査までの具体的な取組を確認し、必要に応じ支援します。

(3) 研修会等の実施

- ・市町の学力担当指導主事が各学校への指導に活用できるよう、国語、算数・数学の授業改善に係る研修会を実施しました。(8月)
- ・校長のリーダーシップによる学力向上の取組を推進するため、授業の見回りの工夫、学校の体制づくり等の報告による校長研修会を実施しました。(9月)
- ・各学校および市町教育委員会が、学習指導の一層の充実や改善、学校・家庭・地域が連携し児童生徒の学習習慣等の確立に向けた取組の促進に活用できるよう、調査結果をふまえた各教科の課題や課題克服のための指導のポイントをまとめたパンフレットを作成しました。(9月)
- ・学習指導要領で求められている資質・能力を育成するための授業改善が進むよう、公開授業と国の調査官の講演からなる授業改善研修会を開催します。(10月、2月)

10 特別支援教育の推進について

1 インクルーシブ教育システム

本県では、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、子どもたちが障がいの有無に関わらず、互いに理解、尊重し合いながら生きていく態度を育むことができるよう、可能な限り同じ場で共に学ぶとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることができ、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけることをめざしています。

【参考】

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会）

2 就学先の決定

就学基準に該当する障がいのある子どもは、特別支援学校に原則就学するという仕組みでしたが、平成25年9月1日に施行された学校教育法施行令の一部改正により、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等をふまえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改められました。

本県では、同施行令の改正前から、市町教育委員会が、就学に関する情報や就学の仕組み等について、本人・保護者にわかりやすく説明するとともに、本人・保護者の思いを十分に尊重したうえで合意形成を図り、市町が設置する教育支援委員会（市町により就学支援委員会等、名称は異なる）において、総合的な観点から就学先として最も適切な学びの場を決定しています。

また、就学時に決定した学びの場は固定したものではなく、発達や障がいの状態、適応状況等をふまえて転学（新年度からの転学を原則とする）ができることなど、本人・保護者にていねいに情報の提供をしています。

3 多様な学びの場

(1) 通常の学級

特別な支援を必要とする児童生徒については、各校が作成する「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づいて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援と合理的配慮の提供を行っています。また、特別な支援を必要とする児童生徒を含めた、全ての児童生徒が、「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるよう、教職員が特別支援教育に関する知識・理解を高めるとともに、視覚情報の活用や見通しを持ちやすい展開の工夫等、授業のユニバーサルデザイン化や学習環境の整備をしています。

通常の学級においては、周りの児童生徒が特別な支援の必要性についての理解を進め、互いを認め合い、支え合う関係を築くことができる学級づくりも進めています。

(2) 通級による指導

通級による指導は、小中学校、高等学校で、通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う形態です。本県では、言語障がい、LD・ADHD、難聴を対象とする教室を設置しています。

【通級による指導の設置数】

	R1		R2		R3		R4	
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
小学校	65	882	72	896	80	1,006	85	988
中学校	9	83	14	126	16	178	18	195
合計	74	965	86	1,022	96	1,184	103	1,183

(令和4年5月1日現在)

通級による指導を担当する教員には、短期間で児童生徒の実態や課題を的確に把握して指導内容を決定するなど、きわめて高い専門性が求められることから、県教育委員会は担当する教員を育成する研修講座を実施し、専門性の向上に努めています。

(3) 特別支援学級

特別支援学級は、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な障がいのある児童生徒のために、特別に編成された少人数の学級です。本県では、自閉症・情緒障がい学級と知的障がい学級で学ぶ児童生徒が増加しています。

【特別支援学級の設置数】

	R1		R2		R3		R4	
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
小学校	849	3,805	867	3,996	885	4,074	898	4,181
中学校	295	1,284	310	1,378	342	1,521	366	1,673
合計	1,144	5,089	1,177	5,374	1,227	5,595	1,264	5,854

(令和4年5月1日現在)

特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの状況や発達段階は多様化していることから、特別支援学校のセンター的機能等を活用し、自立活動の指導については障がいの状況や個々の課題に沿った学習内容を組み立てるなど、一人ひとりに応じた適切な指導・支援を行っています。

また、児童生徒の状況に合わせて、特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習を進め、互いを理解し、共に助け合い、支え合う関係を築いています。

(4) 特別支援学校

本県では、18校の特別支援学校(分校4校を含む)を設置しており、令和4年度は1,785名の児童生徒が学んでいます。特別支援学校では、卒業後の自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の拠点として、障がい種別に応じた専門的な指導・支援を行っています。

また、特別支援学校の児童生徒と小中学校等の児童生徒が、同じ場で共に学ぶ場面として交流及び共同学習を実施しており、互いに理解、尊重し合い、よさを認め合える関係を育んでいます。対面で行う交流の他に、作品や手紙、通信などを交換する間接的交流や、オンラインを活用した音楽や英語の授業にも取り組んでいます。

【交流及び共同学習の実施回数】 R3からオンラインによる交流を含む

年度	H30	R1	R2	R3	R4
回数	845	851	410	524	154※

※令和4年8月末現在

一部の市で試行的に取り組んでいる副次的な籍^(※)は、就学に係る市町教育委員会との連絡会議において、目的や内容、効果等について他県等の事例も参考にしていねいに説明し、周知を進めているところです。副次的な籍は、小中学校の児童生徒が特別支援学校に就学した児童生徒を同じ地域に住む仲間として認識するとともに、特別支援学校の児童生徒と保護者が居住地との結びつきを強めることにつながるなど、交流及び共同学習を継続的に推進するうえで有意義な取組であることを理解する必要があります。今後は、他の地域にも広げることができるよう、実施を検討する市町教育委員会との協議を進めます。

※ 副次的な籍:特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育諸学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの

4 医療的ケア等への対応

特別な支援を必要とする児童生徒の中には、医療的ケアを必要とする児童生徒もいることから、市町教育委員会は国の補助事業も活用しながら看護師の配置を進め、医療的ケアを実施しています。県教育委員会は、各校において安全に安心して医療的ケアを実施することができるよう、医療的ケアに係る全国の状況や医療機器の取扱い、新薬の情報などについて研修する機会を設け、小中学校等の看護師にも案内をしています。

また、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員（市町によっては、介助員や学習支援員等、名称は異なる）について、市町教育委員会は国の地方財政措置を活用して配置し、支援の充実を図っています。

【看護師の配置】

	R1	R2	R3	R4
小学校	29	29	37	38
中学校	2	5	5	6
合計	31	34	42	44

(令和4年5月1日現在)

【特別支援教育支援員の配置】

	R1	R2	R3	R4
小学校	1,012	1,137	1,137	1,130
中学校	288	349	318	324
合計	1,300	1,486	1,455	1,454

(令和4年5月1日現在)

5 今後の対応

共生社会の実現に向けて、交流及び共同学習を推進するとともに、特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制を整備して指導・支援の充実を図るなど、市町教育委員会と連携・協力しながら、インクルーシブ教育システムの理念をふまえた特別支援教育を推進します。

1 1 中学校における部活動の地域移行について

1 今後の部活動の方向性

県教育委員会では、令和3年度の「部活動のあり方検討委員会」において、令和4年度の部活動の方向性を次の3点とし、取組を進めています。

① 休日の部活動の地域移行の推進

休日における中学校の運動部活動の地域移行について、令和3年度より3市町4中学校をモデル校として実践研究を行っています。

令和4年1月からは、市町教育委員会と定期的に協議・情報交換を行う場を設け、モデル校での実践研究の成果や課題を共有するとともに、各市町の今後の取組予定、進め方、課題などを継続して把握・共有し、地域移行を進める市町の取組について助言をしています。

また、保護者の費用負担については、国において幅広く財政支援がなされるよう、文部科学省に要望を行っているところです。

② 学校における部活動の効率化・地域人材の活用

令和4年度は、専門性を有し単独で指導・引率ができる部活動指導員を、中学校に114名、高等学校に30名配置するとともに、あわせて高等学校には運動部活動サポーターを50名派遣しています。(9月末現在)

また、短時間で効果的な部活動指導を推進するため、他県において効率的な指導を行っている指導者を講師に招き、部活動顧問等を対象とした研修会を8月に開催しました。

③ 合同部活動の推進

少ない部員数であることなどにより、活動が低調となったり、単独校ではチーム編成ができないことがあるため、日常の活動を合同で行うことについて、市町と意見交換を行っています。

2 国の検討会議による提言

令和4年6月にスポーツ庁、8月に文化庁の「部活動の地域移行に関する検討会議」において、それぞれ提言が取りまとめられました。

【提言の主な概要】(スポーツ庁関係)

(令和5年度からの地域移行)

- ・ 令和5年度からの3年間で「改革集中期間」と位置付け、中学校の運動部活動について、休日の活動を段階的に地域移行

(計画的な取組の促進)

- ・ 国はガイドラインを今年度早期に改定し、都道府県において地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定、それを基に各市町においても推進計画を策定

(事業主体)

- ・ 地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、民間事業者、大学等）や学校関係の組織（保護者会など）を想定

(スポーツ指導者の質の保障・量の確保)

- ・ 指導者の資質向上を目的とした、指導者資格の取得や研修の実施を促進
- ・ 部活動指導員や教職員による兼職兼業での活用、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置

(費用負担)

- ・ 中学生を受け入れる組織・団体に、国は支援方策（費用負担）を検討
- ・ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援により費用負担を軽減
- ・ 地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助等に関し、国による支援方策も検討

3 国の令和5年度概算要求

令和4年8月末、スポーツ庁、文化庁から部活動の地域移行に向けた支援に関する概算要求が示されました。

- (1) コーディネーター配置支援等体制整備（補助割合：国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3）
 - ・ 県、市町において、関係者との連絡調整・指導助言等を行うコーディネーターの配置や協議会設置等の体制構築
- (2) 運営団体・実施主体の整備充実（補助割合：国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3）
 - ・ 受け皿となる運営団体、実施主体の活動に必要な体制整備や質の確保に係る取組等の支援
- (3) 指導者配置支援等体制整備等（補助割合：国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3）
 - ・ 実技指導等を行う指導者の配置経費
- (4) 参加費用負担への支援（補助割合：国 1/2, 市町 1/2）
 - ・ 経済的に困窮する世帯の子供への地域移行に伴い新たに必要となる会費等の支援

4 今後の取組

中学校における休日の部活動の地域移行を進めていくため、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を地域全体で確保することや、学校の働き方改革に繋がることを関係者に共有します。

また、受け皿や指導者の確保などの課題について、地域の実情に応じて円滑に進むよう、市町教育委員会と連携し、定期的に意見交換会を実施したり、市町教育長会議で協議していきます。

1 2 文化財の保存・活用・継承について

1 文化財保護の考え方と課題

文化財は、我が国の特色ある歴史的風土の中で生まれ、今日まで守り伝えられたものです。我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。そのため、文化財は貴重な国民的財産として今後も適切に保存され、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくり等に有効に活用され、後世へと確実に継承していく必要があります。

しかし、文化財の保存・活用・継承には、文化財の経年劣化をはじめ、人口減少・過疎化・少子高齢化等の社会環境の変化に伴う「まつり・行事」等の休廃止、防災・防犯対策等、多くの課題があり、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、保存・活用・継承が年々厳しくなっています。

2 現状

(1) 文化財の調査と指定

文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定を行っています。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを行います。

令和4年3月末現在、本県の国・県指定等の文化財は、1,210件にのぼります。また、世界遺産条約に基づいて、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」が登録されています。

(令和4年3月31日現在)

種別	国指定等	県指定等	合計	備考
有形文化財	189	362	551	建造物、美術工芸品等
無形文化財	1	2	3	工芸技術等
民俗文化財	11	63	74	生業、民俗芸能等
無形民俗文化財	10	38	48	
有形民俗文化財	1	25	26	
記念物	85	166	251	遺跡、庭園、動物、植物等
その他	320	11	331	
伝統的建造物群保存地区 記録作成等の措置を講ず べき無形の民俗文化財	1	—	1	
登録有形文化財（建造物）	15	11	26	
登録有形文化財（建造物）	301	—	301	
登録有形民俗文化財	1	—	1	
登録記念物	2	—	2	
合計	606	604	1,210	

(2) 文化財の修復と継承

国・県指定等の文化財で、修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、市町、所有者、保持団体等と協議の上、それぞれの実情に応じた支援をするともに、県の補助事業により財政的支援も行っています。

(3) 三重県文化財保存活用大綱の策定と市町地域計画作成の支援

平成31年4月に施行された改正文化財保護法に基づき、令和2年7月、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承の取組を地域社会総がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示しました。本大綱は「みえ県民力ビジョン」「三重県教育ビジョン」「三重県地域防災計画」のうちの文化財に関する方針を具体的に示したものとして位置づけられており、策定以降その周知に努めています。

また、市町においては、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を都道府県の大綱を勘案して作成できることが改正文化財保護法にて示されました。

県は大綱に基づき、地域計画作成に対して市町の実情に応じた支援を行っています。現在、明和町の文化財保存活用地域計画が文化庁の認定を受け、3市が作成中です。

<作成の現状>

○文化庁認定済 明和町（令和2年12月認定）

○作成中 四日市市、鈴鹿市、伊賀市

(4) 無形民俗文化財の現状

これまで県教育委員会は、「まつり・行事」といった無形民俗文化財の継承を支援する取組として、市町・保持団体等と協議の上、調査報告書や映像等の記録の作成支援や、用具等の修理・新調復元等についての財政的支援を行ってきました。

しかし、無形民俗文化財は、人口減少・過疎化・少子高齢化や新型コロナウイルス感染症による影響を受けやすく、継承が困難になっている事例が見られます。

志摩加茂五郷の盆祭行事（国指定：志摩市）、二木島祭（県指定：熊野市）、ゲーター祭（県指定：鳥羽市）、本郷の鞆鼓踊（県指定：松阪市）といった県を代表する民俗行事が人口減少・過疎化・少子高齢化によりやむなく休止しているように、これまで文化財を守り伝えてきた保持団体の維持が難しくなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、「まつり・行事」が複数年連続で中止や規模縮小を余儀なくされている状況が見られます。

このように、無形民俗文化財は、人から人へと口伝や直接指導によって伝承しながら継承されるため、休止・中止の期間が長く続くことで、継承にかかる技術や込められた願いや思いの伝承が途切れたり、行事等を支える人たちの関心が薄れたりして、再開が困難になっていきます。

なお、今年度に入り、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して再開した「まつり・行事」も見られますが、依然として再開に苦慮する保持団体が多いのが実情です。

3 今後の取組

文化財の保存・活用・継承には、大きな展望を持った継続的な取組が必要です。文化財を人づくり・地域づくり等の核となる財産として保存・活用・継承していくための取組を、市町や所有者等と連携して粘り強く推進します。

中でも、無形民俗文化財については、次のような対応を行います。

(1) 普及啓発イベントの実施と文化財に関わることのできる人材の育成

無形民俗文化財をテーマにした講座・パネル展を実施し、その魅力を伝えることを通して、関心を広げたり、深めたりしてもらおう機会とします。

今年度から新たに実施している「文化財のみかた連続講座」では、無形民俗文化財の内容を体験的に学ぶ機会を設け、その魅力を体感してもらいます。こうした文化・歴史イベントを通して文化財の保存・活用・継承に理解をもつ人を増やすとともに、今後の文化・歴史イベントへの参画や文化財調査への協力等を促すことで、今後さまざまな形で文化財に関わることのできる人材となってもらおうことをめざします。

(2) 現況調査の実施

県内の国・県指定無形民俗文化財における現況調査を行い、新型コロナウイルス感染症の影響、財政状況、用具・担い手の確保等に関する状況を把握します。

寄せられた現況情報により、保持団体等の実情に応じた支援を市町と連携しながら行っていきます。

(3) 無形民俗文化財連絡会議の開催

県および市町行政担当者間において、無形民俗文化財にかかる現状と課題の共有・意見交換を行うことを目的に、無形民俗文化財連絡会議を今年度から新たに開催します。

新型コロナウイルス感染症への対応等で再開に苦慮する保持団体等の参考となるように、対策を施して実施した事例等についても意見交換を行います。

(4) 保存活用地域計画の作成支援

市町における文化財保存活用地域計画の作成が進むよう、市町に対し積極的に支援をしていきます。その際、指定等に関わらず域内のすべての無形民俗文化財の調査・理解を進めるよう促し、その保護・継承の計画についても記載していけるよう支援します。

13 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和3年度分)

<県の評価等>

施設所管部名 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家 (熊野市金山町1577番地)
指定管理者の名称等	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 山本 方秀 (熊野市井戸町654-1)
指定の期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①少年自然の家条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の収受に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R2	R3	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	B	B			施設の維持管理については、利用者アンケートに寄せられた意見や職員の提案等により感染症対策として、利用者退所時の消毒の徹底に加え、布団の天日干しを実施している点や、優先度を定めた効率的な修繕計画に沿った修繕を行うなど、職員で対応できる修繕は自分たちで行うことで、経費削減に取り組んでおり、協定どおりの業務計画を順調に実施できたと評価する。
2 施設の利用状況	B	B			地域の豊かな自然を活かした、様々な主催事業を、協定に定める20事業以上(25事業)実施し、共催事業も3事業行うなど、施設の周知と利用拡大に努めている。 主催事業をメディア(ケーブルテレビ、地方紙等)を通して募集活動を行っている点や、東紀州エリア、隣接する和歌山県の小学校にチラシ配布をする点と、地域の連携団体と協力して事業を展開している点など、情報発信に努めている。 また、新たな利用者の獲得のため、県内の小中学校にチラシの配布を行い、修学旅行中の体験施設として利用につなげている点を評価する。さらに、利用者の利便性を考慮し、休館日も開所するなど、サービスの向上に取り組んでいる点も評価する。
3 成果目標及びその実績	C	C	+	+	成果目標である延施設利用者数27,500人に対し8,762人、定員稼働率17.0%に対し6.0%と、ともに成果目標を下回るようになった。また、日帰り利用者数が3,044人で、5年間平均約10,700人の28%、宿泊者の定員稼働率が6.0%であり、成果目標の35%程度で、宿泊利用、日帰り利用ともに落ち込みが続いている。これは、新型コロナウイルス感染症により、例年宿泊を伴う学校行事が多くある年度前半において、行事の中止や日帰り利用への変更が多くあったこと、8月末から9月末まで35日間の休館期間があったこと、それ以降も主催事業の中止や宿泊予約のキャンセルが相次いだことによるものである。 しかし、当該施設の感染防止ガイドラインを作成し、利用者へ周知徹底するなど万全の対策を講じながら、本来であれば複数の事業の要素を1つの事業に集約する、屋外での事業を中心にする、感染状況を考慮し実施時期を変更するなど工夫を行いながら主催事業を開催し、コロナ禍においても青少年に体験活動の機会を提供している。 さらに、施設運営の質を維持するための参考指標は目標を達成していることから、指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価：
「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ●野外活動等の体験プログラムや「親子DEキャンプ」及び「マリンスポーツを体験しよう」など幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業を開催している。また、熊野マリンスポーツ推進委員会など地域の各種団体と連携した共催事業も実施し、施設周知と利用者拡大に努めている。 ●施設設備の老朽化に伴う修繕を計画的に実施し、専門性を有する維持管理業務は外部委託とするなど施設設備の安全管理に努めている。利用頻度の高い設備は、職員による日常点検を徹底し、緊急度の高いものは最優先で修繕を行うなど安心して利用できる環境整備を行っている。また、利用者アンケートに寄せられた課題に対して速やかに対応策を講じ改善に取り組んでいる。 ●利用者への対応は、利用許可や料金収受に関する業務を適切に実施し、公正及び公平性の確保に努めている。 ●成果目標については、新型コロナウイルス感染症の影響により、8月末から9月末にかけて、35日間の休館期間があったことにより、延施設利用者数は目標数27,500人に対して8,762人、定員稼働率についても、目標17.0%に対して6.0%となっており、ともに成果目標を達成できなかった。 <p>しかしながら、感染症対策について、施設のガイドラインを作成し、利用者へ事前に周知を行い、利用前から利用後まで対策を講じながら、本来であれば複数の事業の要素を1つの事業に集約する、屋外での事業を中心にする、感染状況を考慮し実施時期を変更する等、工夫しながら主催事業等を開催しており、コロナ禍においても、可能な範囲で青少年に体験活動を経験させているほか、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたことは評価できるとともに、施設運営の質を維持するための参考指標である、利用者満足度は100%と、目標の90%以上を上回っており、目標を達成している。</p> <p>引き続き安全・安心な施設運営を実施し、学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組みながら、利用者サービスの向上と利用者拡大に取り組んでいただきたい。</p> <p>また、閑散期対策として、平日を利用した主催事業の展開や、スポーツクラブ、文化クラブの合宿をはじめとして集団宿泊研修の更なる誘致にも努めていただきたい。スタッフブログによる事業報告等でPRを行い、事業への参加を呼び掛けていることから、県内外からの宿泊体験研修先として更なる利用者の拡大に取り組んでいただきたい。</p>
--------	--

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①熊野少年自然の家条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金収受及び関係者への研修業務等に関する業務を実施した。
- ・利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動及び野外活動等での講習を行い研修活動を支援した。
- ・主催事業では、新型コロナウイルス感染症対策の「まん延防止等重点措置等」の影響で、予定していた主催事業の6事業を中止とした。限られた中での事業展開だったので一度に複数事業を開催し(例「親子deキャンプ」開催時に「マリンスポーツを体験しよう」等をメニューに加え実施)なるべく多くの事業を体験してもらうよう努めた。また、共催事業では、熊野マリンスポーツ推進委員会等の各種団体と連携し、小学生から一般まで幅広く青少年の健全育成と生涯学習事業を推進実施した。さらに、中止となった事業を年の後半に実施した。
- ・利用申請、利用許可及び利用料金収受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法を定め適正に運用した。
- ・「イベントのご案内」を作成し、東紀州地域を中心に小学校40校へ配布し、施設PRに努めるとともに、ホームページを通じた情報発信(動画配信含む)を行った。また、地元CATV等を活用して主催事業のPRを積極的に実施した他、スタッフブログにより、テレビや新聞では伝わらない熊野少年自然の家のイマを伝えるなど情報発信の充実に努めた。
- ・昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から鈴鹿青少年センター、四日市市少年自然の家との3団体で実施予定していた職員研修会等を中止にした。また相互事業間交流(オープンデー)も中止にした。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者アンケートに寄せられた意見や職員の提案等により新型コロナウイルス感染症防止対策として利用者退所時の布団天日干しを実施した。
- ・老朽化に伴う施設設備の整備を積極的に実施した結果、令和3年度の修繕費の支出額は10,508,063円となり、令和2年度7,292,095円と比べ、3,215,968円の増額となった。老朽化した浴室脱衣棚、学熊荘のテラス修繕、体育室ベニヤ壁修繕等を中心に整備した。また、例年どおり緊急性を要する物件については、速やかに修繕を実施した。(IFリーダー室床下修繕を職員で対応実施等)
- ・短期(1年)及び中長期(3年以上)等の修繕計画を立て、大規模修繕については、県に協議報告するとともに、小破修繕については、指定管理者において計画的に修繕を実施した。
- ・令和4年度においては、令和3年度で計画したもののコロナ禍による部品調達が出来ず修繕不能になった女子トイレ洋式化等を再度計画しているところである。

③県施策への配慮に関する業務

- ・修学旅行、遠足等で東紀州を訪れた児童に、自然の家で通年実施している天体観測、サンドブラスト、関所ハイキング等の体験をサポートした。(3校、161人が利用を行った。)
- ・熊野市観光公社と共催して、修学旅行で訪れた静岡県の高校生に「めはり寿司、さんま寿司づくり」の体験をサポートした。
- ・三重県農林水産部が3月に松阪市で開催予定していた「三重まるごと自然体験フェア」に参加予定だったが「まん延防止等重点措置」が発令された為、中止となった。
- ・静岡県立朝霧野外センターで開催された「野外教育指導養成講習会」に2名参加し「キャンプインストラクター」の資格を取得するとともに、施設視察をし、新型コロナウイルス感染症対策、また施設運営のあり方等を今後の当施設運営の参考にした。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施している。なお、令和3年度においては、開示請求及び情報漏えいはなかった。
- ・三重県が開催する情報公開・個人情報保護制度初任者研修会に職員を派遣し、制度の正しい理解と運用に努めた。

⑤その他の業務

- ・特になし

(2) 施設の利用状況

〈設定目標〉		実績	
延施設利用者数	27,500名	延施設利用者数	8,762人
定員稼働率	17.0%	定員稼働率	6.0%

・施設利用者の受入れについては、基本協定書第9条に基づき利用許可基準を定め、三重県行政手続条例及び三重県立熊野少年自然の家条例に基づき適正に処理した。令和3年度は、不許可となる事例はなかった。

2 利用料金の収入の実績

- ・利用料金収入目標額6,708千円に対し、令和3年度実績1,811千円であった。
- ・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額103,500円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R2	R3		R2	R3
指定管理料	44,064,000	47,194,000	事業費	1,553,218	1,612,022
利用料収入	1,967,320	1,811,027	管理費	41,485,345	45,174,873
その他の収入	197,714	438,827	その他の支出	2,579,193	2,515,296
合計 (a)	46,229,034	49,443,854	合計 (b)	45,617,756	49,302,191
収支差額 (a)-(b)	611,278	141,663			

※参考

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

利用料金減免額	103,500
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数 27,500人 定員稼働率 17.0%
成果目標に対する実績	延施設利用者数 8,762人 定員稼働率 6.0%
(参考指標)	施設利用者満足度 90%以上
(参考指標に対する実績)	施設利用者満足度 100%
今後の取組方針	<p>・「心身ともに健全な少年の育成を図る」という設置目的を踏まえ、新しい体験メニューの開発を促進していきたい。</p> <p>・また県内の小中学校への修学旅行誘致や各種体験メニューの紹介等積極的な利用促進を行いたい。引き続き感染症対策等を行い、安全・安心に利用できる施設運営に努めたい。</p>

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	B	B	事業実施に関するものは、指導系職員を中心に内部で検討し、改善できるものは直ちに着手するとともに、施設設備の維持管理は、職員で対応できる修繕等(1Fリーダー室床下修繕)は、自分達で行うなどコスト削減に努めた。ただし、昨年同様、専門の技術を要する事業については、外部委託とした。(本年度は老朽化した靴箱、浴室脱衣棚等)また、施設の情報発信として、実施した主催、共催事業の活動報告をスタッフブログにおいて掲載し、今後の参加を呼び掛けた。また、施設内各所に手指消毒液を設置したり、利用者退所後の布団の天日干しを行い、「新型コロナウイルス感染症対策」に努めた。
2 施設の利用状況	B	B	「新型コロナウイルス感染症対策」として状況に応じて宿泊定員を通常より50、60%削減して対応した。また小中学校による「集団宿泊研修」については新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、1日研修(日帰り)も多かった。また各種スポーツ大会や文化クラブの合宿についても中止が多く、例年長期滞在で合宿利用していた団体も全てキャンセルになった。主催事業においては三密を回避できる事業、特に屋外で実施する事業を中心に開催した。
3 成果目標及びその実績	C	C	新型コロナウイルス感染症予防対策として「まん延防止等重点措置」、「緊急事態宣言」が発令された為、キャンセルが多く、また昨年同様スポーツ大会、及び文化クラブ等の合宿の拠点としての利用が少なかった。今後も引き続き感染症対策を十分に行い、利用者が安心・安全に利用できる施設運営を目指すとともに、県内外からの宿泊体験研修や修学旅行先としての利用促進に努めていきたい。

※評価の項目「1」の評価：
 [A] → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 [B] → 業務計画を順調に実施している。
 [C] → 業務計画を十分には実施できていない。
 [D] → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
 [A] → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 [B] → 当初の目標を達成している。
 [C] → 当初の目標を十分には達成できていない。
 [D] → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総合的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年行われていたスポーツ大会や文化クラブ等の合宿も中止が多く、また施設としても状況を踏まえ、宿泊定員通常200人のところ100人程にしたりして対応した結果、成果目標には遠く及ばなかった。令和4年度においても厳しい状況が続くと思うが目標達成を目指して取り組んでいきたい。 令和4年度成果目標 延施設利用者数27,500人 定員稼働率 17.0% ・主催事業の開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染防止対策として募集参加人員を減らしたりしながら実施した。平成25年度から実施している東紀州エリア、隣接する和歌山県新宮市内の全小学校へのチラシ配布を継続したが、「まん延防止等重点措置」が発令されると県内在住者のみで実施し、他県へのチラシ配布も取り止めた。また募集には例年通りZTV等のメディアを通して募集活動を行った。 ・開催事業を地方紙等に掲載することで、施設利用のあり方及び認知度アップに努めるとともに、ブログ等においても情報発信に努めた。 ・「利用者アンケート」を入所の全団体を対象に行い、要望を把握し、直ちに改善できる事については対応し、サービスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面利用や封筒の再利用、個人使用の消耗品への名前の記入、また昼休みの消灯等徹底したコストの削減を行った。 ・施設設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、県内外からも利用していただけるよう引き続き営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい。 また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていきたい。 ・施設の維持管理については、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施した。本年度においては老朽化した靴箱修繕、浴室脱衣棚の修繕を実施した。また、令和4年度においては、令和3年度で計画し、実行できなかったトイレ改修修繕を再度予定している。 ・利用者の安全確保のため、「危機管理マニュアル」「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員が携帯し備えた。迅速、的確な対応をすることが出来るよう心がけるとともに、職員を中心に防火防災講習を実施した。また静岡県内の施設で開催された「野外活動指導者養成講座」に2名派遣し「キャンプインストラクター」の資格を取得するとともに施設の視察を行い、新型コロナウイルス感染症対策や今後の施設運営の参考にした。 ・業務の執行は、事業計画書に示された内容に基づいて取り組むとともに、職員一人一人が複数の業務を執行できるように体制づくりを行った。また、業務の目標を明確に掲げ、達成に向けての取組のプロセスや結果を検証し、評価・改善しながら効率的で効果的な運営に努めた。
---------------	--

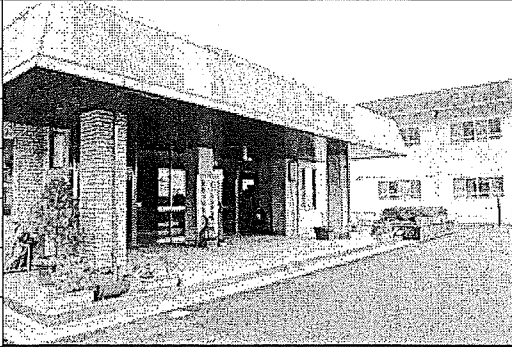
参考

熊野少年自然の家について

1. 目的

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図る。

2. 施設の概要

所在地	熊野市金山町 1577	
開始年	昭和 52 年	
構造	鉄筋コンクリート造等 2 階建て等	
宿泊定員	200 名	
延床面積	2,544.30 m ²	
土地面積	20,375.08 m ²	
指定管理者	有限会社 熊野市観光公社	
指定管理導入	平成 22 年度～ 現在 3 期目(平成 30 年度～令和4年度)	

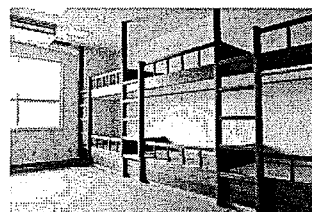
3. 施設設備内容



熊野少年自然の家
宿泊棟全体図



宿泊棟	玄関ホール・宿泊室・リーダー室・研修室・体育室・浴室・食堂・洗濯機置き場
野外の施設	天体観測室・野外炊事場・囲炉裏小屋
その他(屋外)	モニタリング設備・ふれあい広場・駐車場
主な備品	プロジェクター・卓球・バドミントン・ペタンク・ニチレクボール・インディアカ・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ・ユニカール・キンボール・フライングディスクゴルフ・テント・寝袋・野外炊事道具一式・天体望遠鏡(口径45センチ・13センチ)双眼鏡・実体顕微鏡



4. 利用実績(第3期)

	成果目標	R2	R3
延利用者数	27,500人	6,591人	8,762人
定員稼働率	17.00%	5.1%	6.0%

定員稼働率

$$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$$

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

5. 利用料

(単位:円)

	宿泊利用料(1人1泊)						体育館(総合研修館)			研修室		
	県内			県外			通常利用	宿泊利用	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位
	青少年		その他	青少年		その他						
	小中以下	高校等		小中以下	高校等							
熊野少年 自然の家 宿泊定員200名	270	270	770	270	270	770	330	170	1時間 当たり	170	80	1時間 当たり

6. 主な主催行事

(年間 25事業を実施)

事業名	対 象	参加人数	目 的
野山を散策しよう	小学校高学年 以上	29名	熊野古道などで、健康ウォーキングや山菜取りに挑戦する。
星空観望会 (2回開催)	自 由	51名	季節の星空や天の川、そして月や惑星などの天体を口径45cmの天体望遠鏡を使って観察する
ふれあいファミリー農園	小学生以上と その保護者	54名	家族やグループで野菜作りを体験し、秋には収穫した野菜で料理を行う
親子DEキャンプ	小学生以上と その保護者	56名	自然の中で、1泊2日のテント生活をしながら、海や川で水遊びサバイバルを体験し、自然とふれあい自然についてみんなで深く考える学習
びっくり化石発掘会	小学生以上と その保護者	32名	太古の生き物についての関心を高めるとともに、身のまわりのモノや現象を注意深く観察することの大切さを学ぶ
野外料理教室 (3回開催)	小～中学生の 親子	77名	自然の中で、親子で協力しながら、料理をするとともに、他の参加者との交流の輪を広げる

13 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和3年度分)

<県の評価等>

施設所管部名

教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市住吉町南谷口)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 村木 輝行(鈴鹿市御園町1669番地)
指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②センター施設等の利用の許可等に関する業務 ③センター利用料金の收受等に関する業務 ④センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R2	R3	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	B	B			新型コロナウイルス感染症対策として、ドアノブ、手すり等を定期的に消毒するほか、利用団体が使用する度に居室内を消毒するなど、安全・安心な施設運営を行っていることを積極的にPRし、利用者に安心して使ってもらえるよう努めている。 また、劣化が著しい設備等について、必要な修繕を行うことで、利用者へのサービスの質の維持に努めるとともに、利用者からの指摘や提案等について、可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる。
2 施設の利用状況	B	B			当該施設は、学校や少年団体等による集団宿泊研修を中心に利用されており、東海3県の競技団体、県立学校、小中学校、地元事業所への施設利用の周知を行うなど、施設の利用促進に努めている。 また、幼児から一般までを対象に、自然体験及び生涯学習の場を提供し、幅広い層が参加できる主催事業を協定に定める20事業以上(26事業)実施している。また、例年宿泊を伴って実施していた事業を日帰りで رفتり、他者との接触を避けるため家族単位での活動を中心としたメニューとしたり、コロナ禍においても工夫をしながら事業を行っていることについても評価する。 さらに、楽器を使用する団体等に関しては、他の団体等とスケジュールを調整しながら、音の影響が出ないように努めている点も評価する。
3 成果目標及びその実績	C	C	+	+	成果目標である延施設利用者数は73,300人に対して18,871人、定員稼働率は目標26.5%に対して3.7%と、ともに成果目標を下回ることになった。また、日帰り利用者数が10,740人で、5年間平均約14,900人の72%になったが、宿泊者の定員稼働率が3.74%で成果目標の14%程度で、宿泊利用の落ち込みが続いている。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年宿泊を伴う学校行事が多くある年度前半において、まん延防止等重点措置等が適用された時期があり、行事の中止や日帰り利用への変更が多かったことによる。さらに、8月27日から9月30日まで35日間臨時休館、44日間日帰り研修室の営業時間の短縮を行っている。 しかし、当該施設の感染防止ガイドラインを作成し、利用者へ周知徹底するなど万全の対策を講じながら主催事業を開催しており、コロナ禍においても青少年に体験活動の機会を提供している。また、主催事業について、地元の広報紙に情報提供を行うとともに、チラシを地元小中学校や近隣の県庁舎等に配布し、参加者の拡大に積極的に努めている点も評価する。 さらに、施設運営の質を維持するための参考指標は、目標を達成していることから、指定管理者の自己評価比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価

- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ●各種キャンプ及び自然科学教室、伝統工芸品の創作体験プログラム等、幼児から一般まで幅広い年齢層が利用できる主催事業を協定に定める20事業以上(26事業)実施しており、利用者のサービス向上と施設の周知拡大に努めている。 また、例年宿泊を伴って実施していた事業を日帰りで رفتり、他者との接触を避けるため家族単位での活動を中心としたメニューとしたり、コロナ禍においても工夫をしながら事業を行っている。 ●施設の維持管理では、劣化が著しい設備等について、必要な修繕を行うことで、利用者へのサービスの質の維持に努めるとともに、利用者からの指摘や提案等について、可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる。 ●利用許可や料金収受に関する業務について、公正及び公平性の確保に留意し適切に行っている。 ●成果目標については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、年間を通じて、宿泊予約等のキャンセルが相次いだことや大規模イベントの中止などから、延施設利用者数については成果目標である73,300人に対して18,871人、定員稼働率は目標26.5%に対して3.7%と、ともに成果目標を達成できなかった。 しかし、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できるとともに、施設運営の質を維持するための参考指標である利用者満足度は94.2%と、目標の90%以上を上回っており、目標を達成している。 感染症対策についても施設のガイドラインを作成し、利用者へ事前に周知を行いながら主催事業等を開催しており、密にならないよう回数を増やす等、コロナ禍においても青少年に体験活動の機会を提供している。また、主催事業について、地元の広報紙に情報提供を行うとともに、チラシを地元小中学校や近隣の県庁舎等に配布し、積極的に参加者の拡大に努めている点も評価する。 ●施設設備の修繕については、引き続き経年劣化を適切に把握し、緊急度、影響度に応じて計画的に実施していただきたい。
--------	---

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況									
<p>①鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理施設の利用及び指導業務、青少年又は青少年育成関係者への研修業務、利用許可等に関する業務、利用料金の収受等に関する業務、管理施設の維持管理及び修繕に関する業務を実施した。 利用及び指導業務では、原則として宿泊する全ての団体に対してオリエンテーションを実施し、利用方法の説明を行った。指導面では利用団体の生活面だけでなく、センター職員が創作活動の講師等も行い研修活動を支援した。 青少年又は青少年育成関係者への研修業務では、26の主催事業を開催した。小学生低学年から一般まで幅広い層にわたって、自然体験活動及び生涯学習の場の提供をすることができた。 利用許可及び利用料金の収受等に関する業務では、利用許可の基準・利用料金の納入方法を定め、あらかじめ基準を利用者に明示し、適正に運用した。 利用者アンケートで寄せられた意見や職員からの提案等対応可能な個所から適宜対応を行うことで、施設の利便性向上を図った。 <p>②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は総額894,080円の修繕を実施した。令和2年度と比較すると6,048,240円減額となった。施設設備の老朽化に伴う排水管の腐食等の故障が発生したが、利用料金収入が見込めず収支状況がひっ迫したことから、安全上必要な消防設備や空調用の冷却水排水管等の必要な箇所の修繕のみになった。 大規模な修繕が必要となる箇所のリストを作成し、三重県教育委員会と情報共有を行っている。 <p>③県施策への配慮に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権尊重社会を目指し、職員の意識向上を図るため研修会を実施した。多くの人が平等に利用可能であるようユニバーサルデザインに努めた。 新型コロナウイルス感染防止対策として、8月27日から9月30日まで35日間臨時休館したほか、5月、8月、10月に合わせて44日間日帰り研修室の営業時間を短縮した。「三重県立鈴鹿青少年センターの新型コロナウイルス対策ガイドライン」に基づいて感染防止対策を徹底した。 <p>④情報公開・個人情報保護に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開については、「公益財団法人三重県スポーツ協会情報公開実施要領」を策定しており、これに基づき対応を行っている。 個人情報については、「公益財団法人三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領」を策定しており、これに基づき個人情報の取扱いを行っている。また、個人情報保護方針のホームページ掲載や館内掲示、申込書等には、個人情報の取扱を明示している。施設内での個人情報掲載された申請書等は、外部へ漏洩しないように保管ロッカーは施錠し、職員一同で厳重に注意し、保管・管理を行っている。 令和3年度における情報開示請求は1件あり、開示を行った。また、個人情報の漏洩はなかった。 <p>⑤その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 主催事業について地元の広報紙に情報提供を行うとともに、チラシを地元小中学校や近隣の県庁舎等に配布した。利用団体の増加を目的としてGoToトラベル事業に登録した。 									
(2)施設の利用状況									
<p>＜目標＞</p> <table border="1"> <tr> <td>延施設利用者数</td> <td>73,300名</td> </tr> <tr> <td>定員稼働率</td> <td>26.5%</td> </tr> </table>	延施設利用者数	73,300名	定員稼働率	26.5%	<p>＜実績＞</p> <table border="1"> <tr> <td>延施設利用者数</td> <td>18,871名</td> </tr> <tr> <td>定員稼働率</td> <td>3.7%</td> </tr> </table>	延施設利用者数	18,871名	定員稼働率	3.7%
延施設利用者数	73,300名								
定員稼働率	26.5%								
延施設利用者数	18,871名								
定員稼働率	3.7%								
<p>施設利用許可は、基本協定書第9条に基づき定めた利用許可基準を設けて許可判断を行い、令和3年度は不許可となる事例はなかった。</p>									

2 利用料金の収入の実績

<ul style="list-style-type: none"> センターで独自に定めた目標施設利用料42,750千円に対して、令和3年度実績は7,402千円となり、目標値から35,348千円減となった。 利用料金の免除 保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合は、引率指導者は被引率料金とし、研修室料金の免除を行った。また、学校行事の場合を除き、3歳以下の乳幼児利用は免除とし、令和3年度の利用料金免除額は139,040円となった。
--

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部	
	R2	R3	R2	R3
指定管理料	72,843,000	69,142,000	事業費	1,010,497
利用料金収入	4,872,740	7,401,750	管理費	85,335,749
その他の収入	2,515,538	5,885,979	その他の支出	1,373,523
合計 (a)	80,231,278	82,429,729	合計 (b)	87,719,769
収支差額 (a)-(b)	△ 7,488,491	2,453,615		

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	139,040
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数	73,300人
	定員稼働率	26.5%
成果目標に対する実績	延施設利用者数	18,871人
	定員稼働率	3.7%
(参考指標)	施設利用者満足度	90%以上
(参考指標に対する実績)	施設利用者満足度	94.2%
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が研修活動のために利用するリスクを踏まえて、「三重県立鈴鹿青少年センター利用に向けたガイドライン」で定める新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する。 ・宿泊者数の回復が鈍いので、今後も日程変更や宿泊研修から日帰り研修への変更に柔軟に対応して利用者数の回復に努める。 ・感染状況が改善するまでは必要な感染防止策をとったうえで主催事業を実施する。また、感染状況を見極めながら利用促進を図る。 	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	R2	R3	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期指定管理者から継続している交代制勤務の勤務時間を19時15分から22時30分まで大幅に繰り下げ、利用者への対応可能時間を延長することで利用者サービスの向上に努めた。 ・新型コロナウイルス対策として、ドアノブ、手すり等を定期的に消毒するほか、利用団体が使用する都度居室内を消毒した。 ・施設維持管理では、収支が逼迫している状況で、空調設備の冷却水配管の漏水の応急修繕や施設の安全上必要な消防設備の修繕等、緊急に修繕が必要な箇所以外は実施できなかった。 ・新型コロナウイルスの影響により利用者が激減したため、必要な経費に充てるため三重県集客施設短要請協力金や雇用調整助成金の活用を行った。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート等の意見や要望について対応可能な箇所から随時対応し、また、職員が利用者の視点に立って事前準備を行い、活動しやすい施設を提供することを心がけた。このことによりサービスの向上につながり、利用者の定着化を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染状況に応じた日程変更や宿泊利用から日帰りへの変更に柔軟に対応して利用団体の増加を図った。 ・感染防止のため、8月27日から9月30日まで35日間全館臨時休館したほか、感染状況に応じて5月、8月及び10月に延べ44日間、午後8時以降2時間の時短営業を行った。また、利用団体には三重県立鈴鹿青少年センターの新型コロナウイルス対策ガイドラインに基づく安全対策に協力を求めた。 ・毎年開催されるイベントのスケジュールが変わると宿泊人数の大幅な増減が出やすいことからイベント情報などを事前に入手し対策を講じていく必要がある。
3 成果目標及びその実績	C	C	<p>利用者数73,300人の成果目標に対して実績が18,871人ととどまった。日帰り利用者数が10,740人で、過去5年間平均約14,900人の72%になったが、宿泊者の定員稼働率が3.74%で成果目標の14%程度で、宿泊利用の落ち込みが続いている。この状況は前年度から続いているが、コロナ禍において営業努力によって改善できるものではないが、これまでの利用団体には安全・安心な施設運営を行っていることのPRを行ってきた。引き続きこうした取り組みを積極的に行い、感染拡大収束後には利用者の増加に結びつけたい。</p>

※評価の項目「1」の評価 :

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none">・指定管理者として、厳しい収支状況も踏まえて、職員のサービス意識やコスト意識が向上し、各職員が自らの役割を認識した上で利用者に対して接している。・経費を抑制するために、専門的な場合を除き、可能な限り職員や設備管理員で対応を行うという意識が職員に定着し、空き時間等を活用して簡易な修繕などを行っている。・社会教育施設という役割とともに、サービス業である宿泊施設という意識をもって、アンケート結果などを活用して、利用者が使いやすい施設提供を心がけて業務を行なった。・成果目標については、感染状況に応じて臨時休業や時短営業したこと、年間を通して利用団体のキャンセルが相次いだこともあり、達成することができなかった。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、利用団体の今後の動向など見極めていく必要がある。
--------	--

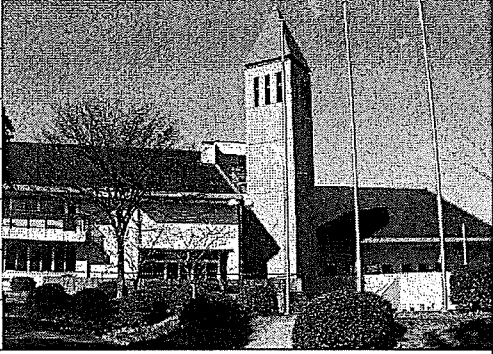
参考

鈴鹿青少年センターについて

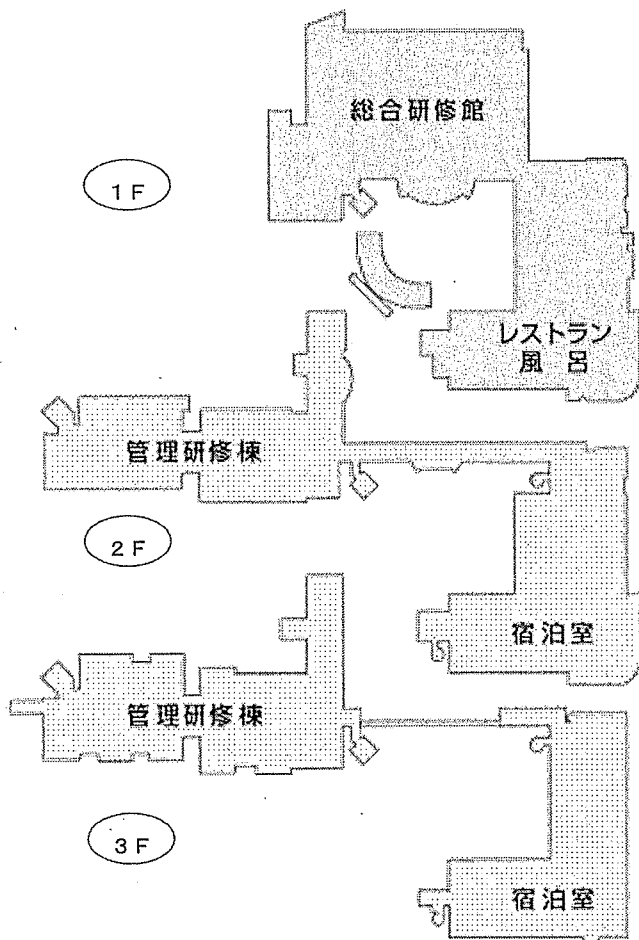
1. 目的

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

2. 施設の概要

所在地	鈴鹿市住吉町南谷口	
開始年	昭和 60 年	
構造	鉄筋コンクリート造等 3 階建て等	
宿泊定員	368 名	
延床面積	6,477.07 m ²	
土地面積	20,070.08 m ²	
指定管理者	公益財団法人 三重県スポーツ協会	
指定管理導入	平成 18 年度～ 現在 4 期目(平成 30 年度～令和 4 年度)	

3. 施設設備内容



管理研修棟	事務室・所長室・会議室・保健室・文化室・宿直室・創作室・OR室・大研修室・研修室・談話コーナー
宿泊サービス棟	食堂・ホール・大浴場・小浴場・身体障害者用浴室・談話コーナー・宿泊室(和室、洋室)・リーダー室
総合研修館棟	エントランスホール・ステージ・フロアー(テニスコート1面、バレーコート2面、バドミントンコート3面)
その他(屋外)	野外ステージ・つどいの広場・駐車場
主な備品	ピアノ・電子オルガン・ビジュアルプレゼンター・パソコン・プロジェクター・オリエンテーリング用具・野外炊飯用具一式・キャンドルサービス用具・天体望遠鏡・各種スポーツ用具など

4. 利用実績(第4期)

	成果目標	R2	R3
延利用者数	73,300人	12,880人	18,871人
定員稼働率	26.5%	2.6%	3.7%

定員稼働率:	$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$
※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと	

5. 利用料

(単位:円)

	宿泊利用料(1人1泊)												体育館(総合研修館)			研修室		
	県内			県内(11月~2月)			県外			県外(11月~2月)			通常利用	宿泊利用	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位
	青少年		その他	青少年		その他	青少年		その他	青少年		その他						
	小中以下	高校等		小中以下	高校等		小中以下	高校等		小中以下	高校等							
鈴鹿青少年センター 宿泊定員368名	520	940	1,570	320	630	1,050	1,050	1,880	3,140	650	1,260	2,100	1,880	940	1時間 当たり	1,120	560	1時間 当たり

6. 主な主催行事(R3年度分)

(計26事業を実施)

事業名	対象	参加人数	目的
単級学級学校交流会	希望学校	84名	単級学級の学校同士が野外炊飯や創作活動と一緒にいき、友好、交流を深める。
わくわくファミリーキャンプ	家族	30名	家族で日帰りキャンプに参加することで、家族コミュニケーションの場を提供する。
大人の学校シリーズ ・伊勢型紙のカレンダー作り講座 ・ウォーキング講座 ・伊勢型紙講座 ・染物体験講座	成人	延114名	各分野の講師を招き、様々な生涯学習の機会を提供する。(全4回)
焼杉体験	利用団体	1,314名	施設利用団体の希望に応じて創作活動の指導を行う。焼杉を使って、日常の小物を自ら作り出す体験をする。
おもしろ自然科学教室 ・野菜の色の不思議 ・静電気で遊ぼう! ・岩石と鉱物の不思議	小学校 4年生から 6年生	延72名	自然や科学といった理科系のテーマに各種体験活動の場を提供することで子どもの自然や科学に対する興味を引き出す

1 4 指定管理者選定の進捗状況について

1 概要

令和5年4月1日からの、三重県立熊野少年自然の家の指定管理者を公正かつ適正に選定するため、外部の学識経験者等による三重県教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、審査等を行っています。

2 選定委員（敬称略）

委員長	時安 和行	（至学館大学 学科長・教授）
委員長代理	山本 幹	（日本ボーイスカウト三重連盟理事長）
委員	黒田 朱里	（公認会計士）
委員	山崎 弘行	（熊野市立有馬小学校校長）
委員	石川 郷子	（公募委員）

3 進捗状況

6月27日	第1回選定委員会開催（募集要項、選定方法、審査基準、配点表の審議等）
8月2日	第2回選定委員会開催（第1回選定委員会審議事項の確認、現地視察）
7月22日～8月22日	募集要項の配布
8月5日	現地説明会開催
8月5日～8月22日	募集要項等に対する質問の受付
8月30日～9月6日	申請書受付
10月4日	第3回選定委員会開催（ヒアリング審査）
10月13日（開催予定）	第4回選定委員会開催（最終審査）

4 選定委員会での審議内容等

第1回選定委員会は公開で行い、募集要項、選定方法、審査基準、配点表および指定管理候補者選定までのスケジュール等について審議を行いました。

今回の募集では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応等、施設の安全管理に努め、利用者の視点に立ち効果的かつ効率的な管理運営を行うこととします。

また、社会教育関係団体やその他多様な主体と連携しながら、地域の特性を活かした多様なプログラムを開発し、体験学習の機会の拡充と利用者の拡大を図ることとしました。

第2回選定委員会は公開で行い、指定管理者選定にかかる審査基準を再度確認し、審査の充実を図るため現地視察を行いました。

なお、会議の開催結果をホームページに掲載し、審査の透明性の確保を図っています。

5 現地説明会の状況

現地説明会参加団体数 1 団体

有限会社熊野市観光公社（熊野市井戸町 654-1）

6 申請書の提出

申請書提出団体 1 団体

有限会社熊野市観光公社（熊野市井戸町 654-1）

7 今後の予定

(1) 審査

10月13日の最終審査の結果をふまえ、指定管理候補者を選定します。

(2) 指定管理者の指定

令和4年11月定例会議の議決を経て指定します。

(3) 協定の締結

令和5年1月から3月までの期間に締結します。

(4) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

15 審議会等の審議状況について（令和4年6月3日～令和4年9月14日）

1 三重県教育委員会指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	第1回三重県教育委員会指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和4年6月27日
3 委員	委員長 時安 和行 委員 黒田 朱里 他3名（うち出席者4名）
4 諮問事項	指定管理者の選定方法、選定基準等について
5 調査審議結果	<p>三重県立熊野少年自然の家の指定管理期間が令和5年3月31日に終了することから、次期指定管理者の募集を行うにあたり、募集要項、選定方法、選定基準等について審議しました。</p> <p>選定基準に関して、利用者サービスなど事業実施に関する配点等について意見をいただきました。</p>
6 備考	次回開催予定：令和4年8月2日（開催済み）

2 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和4年7月24日
3 委員	会長 尾高 健太郎 副会長 齋藤 洋一 委員 志村 浩二 世古口 文子 瀬戸 美奈子 (うち出席者5名)
4 諮問事項	県立高校におけるいじめ重大事態の調査について
5 調査審議結果	○ 令和4年4月、県立高校の運動部で発生したいじめ重大事態について、今後の調査の進め方等を協議しました。 ※ 本会議では、非開示情報が含まれる事項について協議するため、冒頭（県教育委員会事務局次長および審議会会長挨拶）のみを公開とし、以降の協議については非公開としました。
6 備考	次回開催予定：令和4年8月28日（開催済み）

3 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	第1回三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和4年7月25日
3 委員	座長 池山 敦 委員 石谷 正秀 他5名 (うち出席者7名)
4 諮問事項	持続可能な地域社会について
5 調査審議結果	<p>国の動向や県の長期計画を説明し、持続可能な地域社会の実現に向けた3つのテーマについて、具体的な方策等のご意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>① 「人づくり」については、地域と学校をつなぐコーディネーターとして、先生と話をする機会をできるだけ多く持つことで信頼関係を構築することが必要である。</p> <p>② 「つながりづくり」については、地域のコミュニティを活性化するため、学校と社会、地域とのマッチングを図ることが非常に重要である。</p> <p>③ 「地域づくり」については、学校が求めるものを地域が提供するのみでなく、「楽しさ」をキーワードとし、「私たち」「みんなで」という意識を持って活動していく必要がある。</p>
6 備考	次回開催予定：令和4年10月頃

4 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和4年7月25日
3 委員	会長 櫻井 治男 委員 黒田 龍二 委員 伊東 史朗 他15名（うち出席者14名）
4 諮問事項	令和4年度三重県指定文化財の指定等に関する諮問、審議について
5 調査審議結果	<p>県教育委員会から、令和4年度の文化財保護の取組状況について説明した後、新たに2件の有形文化財（建造物1件、彫刻1件）を県指定文化財に指定することについて、諮問を行いました。</p> <p>これら2件の文化財の調査を進め、次回審議会で審議を行うことが了承されました。</p>
6 備考	次回開催予定：令和4年12月

5 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	令和4年7月26日
3 委員	会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 磯部 由香 他7名 (うち出席者9名)
4 諮問事項	次期「職業教育の充実・発展のための推進計画」の策定に向けて
5 調査審議結果	<p>○ 次期「職業教育の充実・発展のための推進計画」の策定に向けて審議を行いました。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生を社会人として社会に送り出すため、高校生に望ましい勤労観、労働に関する権利、義務を習得してもらいたい。そういった規範意識も含め、社会に出るための土台を身につけてほしい。 ・ 実社会とのつながりの中で主体性・協働性等を育む職業教育の中に、地元三重や市町への愛着といった視点も入れてほしい。 ・ 人との出会いが、その人の主体性や学びに大きな影響を与える。そのためにも、多くの人と出会って学べる環境を作れると良い。 ・ 新しい案に、学科の枠を越えた取組について記載があるのは良い。このことは、職業学科では大切なことだと思うので、ぜひ取り組んでほしい。
6 備考	次回開催予定：令和4年11月頃

6 三重県教育委員会指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	第2回三重県教育委員会指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和4年8月2日
3 委員	委員長 時安 和行 委員 黒田 朱里 他3名 (うち出席者4名)
4 諮問事項	選定基準等について
5 調査審議結果	選定基準等について、主に第1回選定委員会において意見をいただいた点の確認を行いました。 また、今後の審査の充実を図るため、三重県立熊野少年自然の家の現地視察を行いました。
6 備考	次回開催予定：令和4年10月4日（開催済み）

7 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第1回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和4年8月3日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委員 石川 正浩 他9名 (うち出席者11名)
4 諮問事項	次期「三重県教育ビジョン(仮称)」の策定について
5 調査審議結果	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により、子どもたちが人との関わりを制限される時だからこそ、県が新しい教育ビジョンを策定し、方向性を示すことは非常に評価する。 ・現行の三重県教育ビジョンにある「教育に込める想い」は、学校だけでなく保護者や地域、県民へのメッセージとなる大事な部分であることから、次期教育ビジョンも県民に向けたメッセージがあるとよい。 ・変化が常態化する社会のなかでは、子どもたちが自ら学び考えることがさらに重要であることなど、新しい学びのあり方について記載してほしい。 ・現在、学校に過重な負担がかかっている。学力向上やいじめ問題、自己肯定感の育成などのさまざまな教育施策を進めるために、学校と家庭、地域が役割分担をしたうえで、それぞれが連携し、協働して取組を進めていくことが必要である。 ・教育格差を是正するためには、学校というプラットフォームに学校外のマンパワーをうまく組み入れて、持続可能な体制を構築することが大切である。 ・現行の教育ビジョンにある「『オール三重』による教育の推進」は、次期教育ビジョンにも受け継いでほしい。
6 備考	次回開催予定：令和4年11月

8 三重県教員育成協議会

1 審議会等の名称	第1回三重県教員育成協議会
2 開催年月日	令和4年8月19日
3 委員	会長 杉浦 礼子 委員 金森 晃生 他9名（うち出席者7名）
4 諮問事項	「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」項目の構成について
5 調査審議結果	<p>文部科学省から「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が改めて示されたことから、指針をふまえた指標項目の構成について意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>①教員としての資質の向上に関する指標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職に必要な素養」の項目の並びについては、県として重点的に取り組む内容を上位に配置してはどうか。 ・「ICTや情報・教育データの利活用」については、全ての教育活動に関わることが分かるように再検討してはどうか。 <p>②教頭・准校長及び校長としての資質の向上に関する指標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標項目が整理され、読みやすい内容となった。 ・判断力、決断力は、管理職にとって重要であるため、指標内容へ盛り込めないだろうか。
6 備考	次回開催予定：令和4年11月下旬

9 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	第3回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和4年8月28日
3 委員	会長 尾高 健太郎 副会長 齋藤 洋一 委員 志村 浩二 世古口 文子 瀬戸 美奈子 (うち出席者4名)
4 諮問事項	県立高校におけるいじめ重大事態の調査について
5 調査審議結果	○ 令和4年4月、県立高校の運動部で発生したいじめ重大事態について、現時点での調査活動の状況を確認するとともに、今後の調査の進め方等を協議しました。 ※ 本会議では、非開示情報が含まれる事項について協議するため、冒頭（県教育委員会事務局次長および審議会会長挨拶）のみを公開とし、以降の協議については非公開としました。
6 備考	